

くわかつておりますので、業態の健全化というような意味からいたしまして、保険料率がある程度固定して、そこに一つのラインができて行くということは、保険業の当然の結果であろうと思ひますので、その辺はまた他の事業とはたいへん違つておると思ひます。ただ先ほどから申し上げては、なる私たちの立場といたしましては、なるたけそこに多少なりとも競争の余地を残して行きたいということを考へておる次第でございます。

○佐久間委員 ただいまの御答弁によりますと、多少競争の余地を残しておきたい。であるから全然自由のままにするのが本質のように受取れるのであります。その反面に多少は特殊事情を勘案して、認めようという御意思があるように承つたのであります。が、両方を均等に考へて、一つの線を引こうという御意思であるのかどうか。その点を重ねて質問いたします。

○横田説明員 両方を均等に考へるといふことは、非常にむずかしいことと存じますが、結局保険事業の特殊性を考慮しながら、自由競争の線は保持して行きたいというのが、私たちの考へ方でございます。その特殊性に対するわれ／＼の認識のいかんによりまして、今申しました自由競争に対する是正のラインが非常にかわつて来るのではないかと思ひます。私たちしるうとでございまして、保険事業についてはなほだ不案内でございまして、その点は前国会でも申し上げましたように、今後ますます勉強いたしまして、その特殊性というものについての認識をますます深めたいと、考へておる次第でございます。

第でございませう。

○佐久間委員 保険料率が自由にまかされた時代もございしたのであります。が、そのために会社経営の面が危殆に陥つたという過去の歴史があるものであります。従いまして一世にわたりわたつて、この事業は社会公共の面から大きく取上げられて、相当監督が厳重な立場に置かれて、今回の発展を来して参つたのであります。そこでそういった過去の事例を勘案いたしまして、これは考へなければならぬ。いづゆる今も申された特殊事情といふものを、十分考慮しなければならぬ。その特殊事情について、まだ十分な御研究もないようでありまして、とにかく大蔵省の監督下にあるので、いづゆる業法の監督下には、そういったような自由競争にまかせなければならぬという御意見も出て来る。そこで非常にその問題がむずかしくなるわけなのであります。が、大体米国のあたりの事業に対する監督といふようなものを、われ／＼は多少研究して来ておるのであります。けれども、公取はこの方面の御研究をなさつたことがあるのかどうか。もし御研究であるならば、どういふぐあいに先進国においてはやつておるのかということ、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○横田説明員 ただいま米国の保険のやり方について、どれだけ勉強しておるかという御質問でございまして、その点は私先年公取から、わずかに三箇月でございましたが、向うへ参りましたつて、ぐくあらましの研究はいたしたつ

もりでございます。こまかいことは省略いたしますが、アメリカにおきましては、相当保険に対して反トラストの原則を適用除外する面が相当ございす。それらの点は一応見て参つたのでございまして、なお非常にアメリカの制度は複雑になつておりますので、この点に關しまして、現在公正取引委員会から一人研究に行つておまして、その者がおそらく今月の末に向うから歸つて参ります。その結果またいろいろ最近のあちらの事情等もわかることと存じますので、その研究の結果を資料といたしまして、大いに参ります。研究いたしたいと考へております。

○佐久間委員 御研究をしていただくことはほんとうにけつこうでありまして、われ／＼も切にそれを希望しております。ものであります。しかしわれ／＼の知つてゐる範囲内におきましては、この独禁法あるいは事業者団体法の法律といふものは、元來日本がつくつたものでなくして、向うの法律をまねてやつておるわけなのであります。それであえて米国の事例を私は求めたのであります。が、われ／＼の承知しておる範囲内におきましては、米国においては、保険業法なるものによつて、これを監督しているというぐあいに考へておるのであります。その意味から申しますと、わが国におきましては、大蔵省の監督があり、かた／＼公取の方のそういった面の強力な意見がここに加へられてゐる。こういうような二重の監督を受ける立場にあるのじやないかという感を深くするのであります。そうすると、業界はますます混乱するばかりでありまして、どこへつていいの、ちよつとそこところ

にむずかしい問題が出て来る、こういうふうに考へるのであります。そういう方法をつつても続けて行くといふわけに参らぬと私は思ふのであります。いづれかに決定をしていただきたい、こういう考えを私は持つておるのであります。それらについては、十分將來御研究くださる所であります。から、これに大きな期待を持つて行きたい、こう思つておるのであります。保険とか銀行のように、公共性を非常に多分に持つておる企業に對しましては、一般の産業を對象としておる独禁法のようなものの適用は、相当慎重を期さなければならぬ問題じやないか、こう思ふのであります。しかしどうも公取の人たちは、これに興味を持つておつて、弱い者いじめでもするかのやうな観があつて、どうもこれをもてあそばさるやうなぐあひがある。その引込まなければならぬ時代に、非常に線を強く出して来て、喜んでおるというやうな印象を與へつたのであります。保険事業のごとき、あるいは銀行業務のごとき、もう少し能率的な運営をいたして行かなければ、日本の産業に對しては、なほだ申訳ないのじやないかと思ふのであります。が、ともするとこれにひつかかつて行く、こういう感を一般が抱いておるのであります。これらのことについてどういふ御考慮を拂おうとするのであるか。なお御意見を伺つてみたいと思ふのであります。

○横田説明員 ただいま私どものやつております仕事につきまして、たいへんおしかりの言葉をちょうだいいたしました。はなはだ恐縮に存する次第でございます。われ／＼も先ほど申し上げ

げましたように、業界に対する認識の不足の点からいたしまして、時に行き過ぎの面もあるかと存じます。この点については御承知のように独占禁止法、ことに事業者団体法等の法律が、かなり法律そのものがきつてきておりまして、あるいは日本の国情に合わない面が多少あるのではないかと思ひます。この点は今後特に議會方面の御活躍によりまして、適當の線に是正されることを、むしろわれ／＼としても期待いたしておる次第でございます。

なおその運用の面につきましては、われ／＼微力ではございますが、今後多少情勢もかわりますので、業態の突進に合わないやうな運用は、できるだけ避けるやうにいたしたいと存じます。この点は、まことに各界にいろいろの思ひね御迷惑をかけておることは、私どもとしてはなほだ遺憾に思ひ、今後ますます／＼注意いたしたいと思つております。

なお保険の問題につきましては、先ほど申しましたように、アメリカの法制も非常に参考になるのでございまして、ただ御承知のように、向うの法制は、保険に對する官の監督というものが、非常にきびしくできております。これは何も現在の大蔵省の監督がよろしくないと申すわけではございせんが、制度といたしまして、非常にそこら辺の点がらつばにできておるのであります。なおもう一つは、向うの反トラスト法は、ある点においては適用除外になつておりますが、この保険のいづゆる不正な競争を防止するという面において、非常に法制的に完備しております。われ／＼といたしましては、その保険の特殊事情に基きまし

て、これを適用除外するにつきました

も、やはりこれと一環の問題といたしまし
て、国家の監督機構の問題なり、ある
いは不正競争を取締る面の強化とい
うような面も、あわせて考えたいと
存じております結果、いろいろ皆様
のお考えになりますようなラインにま
で、われ／＼がもつと後退したらどう
かという、皆様の御希望に沿わないよ
うな面があるように存じます。この点
は大蔵当局とも今後ますます密接な連
絡をとりまして、研究いたしますが、
なお業界あるいは議会方面の強い御協
力を、私たちがからむしるお願いいた
したいと考えておる次第であります。

なお先ほど申し上げましたよう
に、特殊の業態に対しては独占禁止
法その他の関係法令の適用につきました
ては、今後ますます慎重なる態度をも
つて、善処いたしたいと考えておる次
第でございます。

○佐久間委員 ただいまの答弁は非常
によろしいと思ひ、自分としてもそ
ういったような気持ちで事に臨もうと
し、あらゆる面から総合的に研究を進
めて行くという気持ち、これは官吏の
あるべき姿であると思つて、むしろ私
としても敬意を表すると同時に、われ
われ議員といたしまして、立法の重
大な責任を持つておるのでありますか
ら、今後十分客観的方面に対しては、
日本の国情をよく理解して、もつと
て、これにそぐわないようなものは、
是正してもらふことに努力すべきであ
るということも、かえつて私が教えら
れたような結果になつて、まことにこ
の識見に対しては感謝する次第でござ
います。われ／＼もそういう気持ちで今

後行くつもりであります。

さらに私はプールの関係についてお
尋ねしたいと思ふ。私は危険分散の見
地に立ちまゝして、保険会社が行うこ
の共同保険及び再保険プールは、独
禁法及び事業者団体法の適用から除外
するのが至当ではないか、こう思つて
おるのであります。この点に關して
の御所見を承りたい。

○横田説明員 ただいまプールのお話
であります。お話しのごとく、危険分
散といふことは保険の基本の問題でござ
いますので、その見地から申します
と、プールといふことは当然に、また
必然的に考えられて参るわけでありま
す。ただ先ほど申しましたように、こ
のプールと申しますものは、よい面
がございましてその反面におきまして、
やはり独占禁止法の精神から申します
と、おもしろくない面もあります。こ
で、われ／＼といたしましては、この
プールにつきましてもそこに若干の制
約を加えながら、保険の必然性からい
たしまして、これをある程度認めたい
という気持ちがあるのであります。この
点はほかの保険に関する問題と結局同
じことになりまして、その線の引き方
と申しますものは非常にむづかしいの
でございまして、この点は、私の方の事
務当局と大蔵関係の事務当局の方と、
研究を続けて来ているように聞いてお
ります。また満足すべきラインがで
きておらぬようございまして、その
関係から私どもといたしましては、な
おこの問題について非常に関心をもち
ながら、満足すべき解決に至つていな
いというのが偽りない事情でございま
す。この点もほかの問題とあわせま
して、急速にかつ鋭意研究いたしたい

と考えております。

○小山委員長代理 退席、委員長着
席
○佐久間委員 しかば、昭和二十四
年度の再保険プールに対して審判決定
をしたといふことであるが、これは事
実であるか。同時にそれに対してどう
いう決定を下しているのか。それをお
尋ねしたいと思ふ。

○横田説明員 お話の審判開始決定は
確かにございまして、これにつきました
ては、ことしの三月でございまして
が、保険会社の方の御了解を得て、い
わゆる同意審決という形で事件が落着
いたしております。主文はいろいろの
ことが書いてありますが、要するにあ
いいう形の協定は、現行の独占禁止法
の面から申しますと違反といふことにな
りますので、ああいう非常に広範
な、打つて一丸としたような特殊の
プールは違法であるといふことを申し
まして、今後同種の協定をしてはなら
ないといふことが、審決の主文になつ
ているかと思ひます。

○佐久間委員 その審判の決定は公共
の利益に反するといふことであつたろ
うと思ふのでありますが、昭和二十四
年当時外国再保険取引ができなかつ
た時代で、内地においてこの危険を消
化するために、やむを得ずつた措置
であると思ふのでありますが、それも
公共の利益に反するといふこと――あ
ればこれに反してないといふ考えを
もつてやつたことだらうと思ふ。もし
る公益の利益を守る意味から、危険の
分散を内地で適当に処理するといふ意
味合いからやつたものと思ふのであり
ますが、公取の言う公共の利益という
ものは一体どういふことであるのか。

これをひとつ聞かしていただきたいと
思ひます。

○横田説明員 実は独占禁止法にござ
います公共の利益という言葉は、非常
に漠然としておりまして、これにはい
ろいろな解釈のしようがあると思ふの
であります。前議会で申したかと思ふ
問題について何か申し上げたような記憶
がございまして、ただいまの公正取引
委員会をいたしましては、要するに競
争が不当に減殺されることによつて、
い／＼な社会的利益が起ることを
もつて、公共の利益に反するといふふ
うに解釈をしておりますので、その意
味からいたしまして、先ほどの保険の
プールも、あの段階におきましては、
やはり日本のための公共の利益に反す
るのではないかと思ひまして、あとい
う審決になつたものと考へておりま
す。

○佐久間委員 ただいまの御説明によ
ると、公共の利益といふことについて
の定義は、はなはだ漠然としていて
いふことではあります。はつきりして
いるならばこれはともかくとして、漠
然としていふようなものに対する解釈
を下す上において、むしろ現在の国情
に照し合せて、業種業態をよく把握し
て、それにマッチするように解釈して
しかるべしと思ふのでありますが、あ
えてこれを否定するような解釈を下さ
なければならなかつた事情、これをな
お重ねてお尋ねいたします。

○横田説明員 ただいまの公正取引委
員会の解釈につきまして、何か特殊の
事情でもあるのかごとき御質問でござ
いまして、この点は、御承知のよう
に独占禁止法は、先ほど申し上げま
した通りアメリカの制度を継受いたし

たものでございまして、アメリカの法
律は、考えようによりまして、日本の
法律よりもなおもう少し漠然とした面
がございまして、あちらの法制におき
ましては、その点幾多の判例によりま
して、ほぼ解決をしているような次第
でございまして、この点につきまして、
われ／＼の法律の解釈につきまして
も、やはりアメリカの法制というよう
なもの、かなり参考になるわけでご
ざいます。もちろん日本の国情はアメ
リカの国情とはよほど違つた面もござ
いますので、その点についてはわれ／＼
といたしましては細心の注意を拂つ
ておりますが、やはり母法たるアメ
リカの解釈というものは、かなり参考
になるわけでございます。大体今申し
上げました公共の利益というようなこ
とにつきましても、アメリカの判例の
動きといふようなものが非常に参考
になつていふわけでございます。その
点はあまり広過ぎるという解釈が一方
には確かに成り立つと思ひますが、現
段階におきまして公正取引委員会にお
いては、大体先ほど申し上げました解
釈で進んでおります。その点は重ね
て申し上げますが、何か特殊の事情が
あつて、特に保険について厳格な解釈
をとつたといふようなことは全然ござ
いません。

○佐久間委員 しかばさらにお尋ね
いたしたいのでありますが、共同保険
プールについての公取の所見はいかが
でありますか。

○横田説明員 公取の意見をここで
よつと私から申し上げることはどうか
と思ひますが、この点は先ほど申し
上げましたように、い／＼／＼なやはり
考へ方もございまして、私個人の

堅持をいたしましては、先ほど申し上げましたように、そこに適当な線を引いて、できるだけ必要なる限度において競争の面を残しつつ、ある場合にはある程度共同保険の妙味を適当化するといふことについて、そこに大いに研究の余地もございまして、適当な線があるのではないかと。私個人としてはそういうふうな考えをしております。なお個人としては先ほど申し上げたように、なお大蔵当局その他実際の仕事に当つておられる方面とも折衝いたしまして、日本の保険としましては、適当なあり方をきめて行きたいと考えております次第でございます。

○佐久間委員 私は別に個人の意見を聞くこととはありません。ここは議会でございまして、公取の所見を伺つておるのでありますから、どうか今後そのつもりで、公取を代表して責任ある答弁をするというお気持ちで答えてほしいと思つております。ただいまは概念的な答弁で、依然として核心に触れておりません。

そこで重ねて私はこまかくこれを碎いて質問いたしますが、かりに二社の共同保険であつたならばどうか。それから十社のプールではどうか。さらにまた十五社のプールにした場合にはどうか。この点に關して御答弁をいただきます。

○横田説明員 ただいまの二社、十社あるいは全保険会社というふうに数量的に御質疑がございましたが、これはどうも土台として申し上げますと、現行法の四條なりあるいは三條の取引制限の問題にいたしまして、結局帰するところはそのよつて来る影響、度合い

の問題になるだろうと思ひます。その二社にもいろいろございまして、その会社の数というふうな形式的な点だけではつきり申し上げられません。要するにそのプールによつて、いわゆる自由競争の面に及ぼします影響の度合いといふものが問題にならうかと存じます。

○佐久間委員 どうもその場限りの問題を處理しようというお考えであるように思ふのであります。もとより事態がここに於て参りませんと、それに対する判断がいたしかねるということ、これはやむを得ないことであらうと思ひますが、あらかじめ大体の限界をお持ちになつて、これを指示、指導してこそ、初めてその立場におる人も責任が果せる。こう私は思ふのであります。ここに出て来たものをいろいろの解釈を下して、そのときに審判して進んで行くというやり方は、あまり私は感心しないと思ふのであります。いろいろの面から研究がまだ足りないといふことであるようでございますから、十分ひとつ研究してその尺度を示してもらつて、これによつてやれというくらいにまで進んでもらいたいと思ふのであります。業者はプールによつて再保険の国内消化をはかつている。このプールがなくなつてしまふ。さらにまた外国会社の再保険の拒否されたような場合におきましては、とうていこの事業は成り立つて行かない。こういう特殊事情に置かれておるといふことも、十分考へてほしいのであります。

さらにお尋ねしたいのは、外国会社は共同保険、再保険プールをやつておるのであるかどうか。その点知つておられたら御返答願ひたいと思ひます。

○横田説明員 外国の保険会社がだんだん国内に進出して参りまして、イギリス系、アメリカ系といふ／＼活発な活動を見せて来ております。この問題につきましては、公正取引委員会としていただいましてはつきりしたことを申し上げる段階にまだ至つておりませんが、いろいろ／＼前から研究を續けております。これは日本の保険会社だけを目的にたかきにいたしまして、私たちが取上げたようにお考えになるかとも存じますが、外国会社につきましてもいろいろ／＼研究を鋭意續けており、なおこれにはいろいろ／＼法制上の問題もございまして、外国会社を内国会社と同様に、独占禁止法その他の関係法令で規律し得るかどうかという点につきましては、法律上の問題もございまして、なお技術関係並びにその法律関係につきまして目下大いに研究中でございます。申されるような、いわゆるプール共同保険があるかどうかといふことは、この研究の結果によつて出ることと思ひます。

○佐久間委員 外国保険会社は共同保険もやり、再保険プールも現にやつておると思ふのであります。内国会社に対してはこれはいかぬ、こういうことになるのであります。内外の同一に見てやつてこそしかるべきであるのかかわらず、片方には何か恐れおのいておるようなかつこうである。片方はびし／＼押えて行くといふようなぐあいにも見えるのであります。してみると日本の産業といふものは、みづからの手によつて首を絞めて行かなければならぬといふような、奇態な現象を生ずるやに考えられるのであります。

が、さうなことはないかどうか。これを尋ねたい。

○横田説明員 ただいま御質疑のような御疑問をお持ちになる点につきましては、確かに私たちも仕事の上で至らぬ向きがあることと存じますが、ただいまお話のような、内国事業者と外国の事業者との間に特別な差別をつけるということは、われ／＼といたしましてはさういふことは全然考へておりません。もちろんほかの保険以外の問題につきましても、たとえば映画の關係にいたしまして、あるいは運賃同盟の問題等にいたしまして、われ／＼としては内国事業者と外国事業者とまったく同じ面におきまして考へて、いろいろ處理いたして来ているのであります。

○佐久間委員 近き将来に商法の改正が行われようとしております。引續きそれに関連する幾多の法律が改正されるでございまして、保険業法あるいは料率団体法のごときも改正が目前に迫つてゐる。しかし今までのやり口から見ると、公取のおやりになつてゐることはどうも事情の御理解がなさ過ぎるのじやないかと思ふ。いやまた知らうともしれないのじやないかといううなことも考えられる節があるのであります。そういう建前から今後公取が容赦して行つて、事態がもしうまく行かなかつた場合、いわゆる悪化した場合、公取はどういう責任をとらうとするのであります。今のところは、何か責任のないものがある／＼口出しをして行くように思われるような感じがするのであります。この点を明確にしたい。ただ必要があるだろうと思ふのであります。どうかひとつこれに對

して御所見を承りたいと思ひます。

○横田説明員 公取が無責任にいろいろなことをいたしておるやうな御発言がございまして、私どもとしても非常に残念に思ふのであります。しかしこの点は、先ほど申しましたように、われわれといたしましては、独占禁止法並びにその關係法令を忠実に実施いたす責務を持つております。この点からいたしまして、独占禁止法なり事業者団体法なりの法律そのものが、はたして日本の国情に合わない面があるかどうかといふ点にいろいろ／＼な問題があるかと存じますが、これが法律としてございまして、法律を守ることがわれわれの責務でありまして、もちろんその運用につきましては、及ばずながら日本の国情を考へまして、できるだけ

だけの努力はいたして来ております。が、不敏にして御期待のやうな線まで行つておりませんことを遺憾に思ひます。しかしわれ／＼の職務というものがそこにあることを十分御理解いただかしまして、もし法律の面からいたしまして、われ／＼のやりまふことが行き過ぎであるという面がございまして、ならば、この法律を日本の国情に合うやうに適當に是正していただくべきことであると思ひます。この点は先ほど申し上げましたように、どうぞわれわれの仕事に對する十分の御理解をいただきますとともに、日本の国情に合いませんやうな面がもしございまして、ならば、その法制自体を適當にかえていただきますこと、並びに今日のやうないろいろ／＼の苦言を、われ／＼にどうしお聞かせいただきたいと思ひます。われ／＼も微力ではございます

四

會に付託に相なりました旧令による共
済組合等からの年金受給者のための特
別措置法の一部を改正する法律案を議
題といたしまして、まず提出者より提
案趣旨の説明を聴取いたします。西村
君。

旧令による共済組合等からの年金
受給者のための特別措置法の一部
を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

（日本製鉄八幡共済組合に対する金額の交付）

第七條 国は、日本製鉄八幡共済組合が、旧製鉄所現業員共済組合に関する件（大正十一年勅令第四百九十五号）の規定に基いて組織さ

れた製鉄所共済組合（以下「旧製鉄所共済組合」という。）の組合員であつた者に支給する年金の額を前條の規定に準じて改定した場合に、その年金の改定に因り増加する費用（旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定に因り増加する部分を除く。）に対し、当該年金受給者（旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の支給を受ける者を除く。）が旧製鉄所共済組合の組合員であつた期間に拂込んだ掛金の合計額の

当該年金受給者が組合員であつた全期間に拂ひ込んだ掛金の総額に對する割合とみなされる割合を乗じて得た金額の二分の一に相當する金額を、当該共済組合の請求に基きこれに交付する。

2 前項に規定する割合は、大蔵大臣の定めるところにより、保險数理に基いて算出するものとする。

3 第一項の金額は、日本製鉄八幡共済組合が年金額を改定した年度以後の年度において、各年度を四分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付するものとする。

附則

この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七條の規定により交付した金額は、改正後の第七條の規定により昭和二十五年分及び昭和二十六年分として交付すべき金額の金額とみなす。

○西村(通)委員 たいだいま議題となりました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。その前に一言お断り申し上げておきたいのは、この旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法は、先般の国会において通過をいたしましたものでございまして、その該当すべき一部の者が漏れておるような形でありましたので、先般来この委員会におきまして準備委員等を設け、再三にわたりまして研究の結果、さらに関係方面との折衝を始めたのでございいます。幸いにいたしましてごく最近

これが了承を得られましたので、今回ここに提案申し上げ、御審議を願う次第でございます。

御承知のように、第九国会におきまして、日本製鉄八幡共済組合の年金受給者の年金額につきましては、さきに國家公務員共済組合の年金額が改訂されたのにかんがみまして、昭和九年一月三十一日以前、すなわち官業共済組合時代の退職者の分に対して、國が、その年金額の改訂に伴ひまして必要となる責任準備金の増額分に相當する金額を、同共済組合に對し交付する法律的措施が講ぜられたのであります。が、官業時代からの在職者で、民營後受給資格の発生するものの分に対しては、何らの顧慮がされてないのであります。

考えますに、八幡製鉄所が日本製鉄に移管されましたとき、従業員のうち官吏に對しましては、恩給法の定めるところにより、官業時代の清算が一切國庫負担により行われたのであります。が、雇員及び職工に對しましては、遺憾ながら、事實上官業共済組合の形態をそのまま存続せしめて、政府は移管後の待遇につきまして、從來とかわらないことを保障いたし、官業時代の清算を一挙に行うことがなかつたのであります。また当時従業員の退職手当につきましては、官業在職期間に相當する部分を、移管後におきましても政府が責任を負う趣旨の規定を、法律をもつて設けておるのでございまして、従ひまして、退職手当につきましては、第八国会において、日本製鉄株式會社法廃止にあたりまして、政府がこれを補償する措置の講ぜられましたことは、すでに御承知の通りであります。

共済組合年金につきましては、かつて官業に在職しておつた以上、官業時代の退職者のみならず、民營後に退職したまたは退職すべき者の年金増加額のうち、官業在職期間の増加部分を國庫が負担することとするのは、以上のいきさつ並びに趣旨に照し、かつて事業主の立場にあつた政府の当然の責任と考えられるのであります。現行法が官業共済組合時代の退職者の分のみに限定しているのは、きわめて理由薄弱であるばかりでなく、公平の觀念にもとることが明らかであります。

従ひましてこの改正案におきましては、受給事由の発生が官業時代であるとき、官業時代であるとき、年金増加分のうち、官業在職期間に相當する部分の二分の一を國庫負担とすることとしたしまして、その交付方法といたしましては、一時交付をとりやめまして、毎年四半期に交付するようにいたしましたのであります。

なお本改正法の施行期日は昭和二十六年五月一日であります。その適用は一月一日にさかのぼることによりまして、旧法の規定によつて交付いたしました金額は、改正法の規定によりまして、二十五年分及び二十六年分に交付すべき金額の金額とみなすことといたしました。

以上がこの法律案の趣旨並びに内容でございますが、この法案は特に予算措置を伴なうような形において、ふうされ、提案されておりますので、はなはだ御多用のところ恐縮でございますが、願わくば本會計年度内に皆様の御審議が終りまして、国会において成立するよう希望いたしますのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみ

やかに御可決あらんことを切望いたします。次第でございます。

○夏堀委員長 たいだいま議題となつております旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、質疑はございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員 たいだいま議題となつております旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案、この法律案におきまして、第七條の八幡共済組合の年金に關する部分を改正しようというのであります。が、この法律案改正につきましては、當委員会において小委員会を設け十分に審議し、この法律案は練りに練つたものであります。そしてこれは自由党、民主党、社会党、共産党各党を共同提出者として出されておるものであります。審議も十分に済んでおりますので、この際は質疑を省略し、かつ討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員長 たいだいま小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員長 御異議なしと認め、本案については質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに採決いたします。本案につき賛成の諸君の御起立を願います。

〔議員起立〕

○夏堀委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決いたしました。なお本案に關する報告書の件につきましては、委員長に御一任を願ひます。

午後一時半より會議を開きます。暫時休憩いたします。午後零時三分休憩。

午後二時六分開議

○夏堀委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

關稅定率法の一部を改正する法律案、及び關稅法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として質疑をいたします。三宅君。

○三宅(則)委員 私はたいだいま議題となつております關稅定率法の一部を改正する法律案につきまして、せつかく池田大蔵大臣がおいでになりましたから、二、三質疑をいたしたいと存するのであります。今度の改正によりまして、政府といたしましては、生活必需品及びわが國の經濟復興に重点を置き、ます諸原料品に對しましては、相當思い切つて關稅を安くいたしまして、わが國の生産を増加することに努力せられつとあると私も信ずるのであります。この表によりまして、ことに鋼材その他につきましての關稅定率があるわけでありまして、もしでき得べくんば、そうしたような日本の基礎産業であり、わが國の經濟の復興に最も必要であるところの鉄鋼品等につきましては、もう少しくお下げになつた方がよろしかろうと思ふのであります。が、政府といたしましては、今のお氣持はどういうふうでありますか。この際本委員会を通じまして、全日本の國民にお示しを願ひたいと思ふのであります。まず第一点はさようなことに対して質疑をいたします。

○池田國務大臣 今回の關稅定率法の改正は、大正十五年以来の大改革でござい

ざいまして、従来の定率法がおおむね保護政策のもとに、従量税を主としてきめてありましたのを、われ／＼は根本を自由貿易主義に基きまして、たゞ国内産業の保護育成という点で、必要な最小限度に保護関税をかける、こういう建前で行き、また従量税を従価税に直して、今の国際経済に沿うような概念に立つているのであります。そういう考えのもとに、お話の通り原材料につきましては、努めて低率の税をかけると同時に、またできるだけ無税の制度にいたしておるのであります。わが国の産業の状況を見まして、また国民生活の上から見まして、そのあんなに適當にいたしたいという急願で立案いたしておるのであります。

○三宅(則)委員 ただいまの大蔵大臣の御答弁によりまして、重要産業に属します基礎産業の原材料につきましては、相当これを考慮いたしまして低率にした、こういう答弁でありましたが、私どもはもちろんのこと、鉄鋼とか鉄鉄とかいうようなものは、相当われわれといたしましては重要視しておるのであります。ことに鋼塊及び鋼片等につきましては、一割二分五厘というように二分五厘だけいけいになつておりますが、もう少しそういうふうなものとつきまして、お下げになる気持があれば下げてもらう方がよろしい、かように思つておりました、むしろ鉄材、線材等におきまして、一割五分というところになつておりますが、これも一割くらいにお下げになつた方がよくはないかと思つておりますので、もしおさしつかえなければもう一度御答弁を願います。

それからついでに申し上げますが、ことに私どもにも必要であります小麦といふものにつきまして、あるいは世界の小麦協定といふものを勘案いたしまして、わが国の農産物ことに小麦等につきまして、相当考慮すべき余地があると思ひますから、世界的な小麦協定に入らなければならぬかと思ひますが、これに對します大蔵大臣の御構想をこの際承りたいと存じます。

○池田國務大臣 鋼材等につきましては、従来よりもある程度下げておるのであります。一割二分五厘というようになことを言わずに、一割にしたかどうかというお話もございましたが、今の産業の状況から申しまして、一割五分を一割二分五厘に下げておるのであります。こういうのはほかの種目と関連性を持つているのであります。これをきめる上におきましては、各関係者並びに財界、学界の方々の意見を十分取入れて、先ほど申しましたような方針でやつておるのであります。

次に小麦の問題でございますが、従来は従量税といたしまして石幾ら幾らと課税しておつたのであります。わが国の農業の育成の点から申しまして、私は原則として一定の率を設けておく。しかし今では国内の小麦価格よりも外国の方がはるかに高いのでありますから、建前は課税する建前にいたしまして、当分のうち免稅する、こういう建前がよろうというので、そういたしておるのであります。しかし小麦協定に入る問題と關稅定率法の問題とは別個の問題であります。小麦協定に入るといふことは、ただいま買つております小麦の値段が相當安くなるのでありますから、わが国の食糧を安く買入れるという点から、ぜひともその協定に入りたいという急願で、ただいま交渉を進めておる次第であります。

○三宅(則)委員 ただいま大蔵大臣の御答弁がございましたが、日本の機械工業が米英その他の諸外国に比べまして、二十年以上、はなはだしきは三十年も遅れておると言われておるのであります。私どもはこの遅れておるのどこを開發せしめるには、相當精巧な機械を輸入いたしまして、わが国の産業の開發に貢獻しなければならぬと思つておる。つきましては、これにつきまして一割五分というふうな關稅がかつておりますが、もう少しこれと関連性のある相當精巧な機械等につきましては、税を下げてやつて早く国内に輸入いたしまして、基礎産業の開發に貢獻せられることが最も必要であると思ひますが、大臣の御構想をこの際承つて國民諸君に知らせたいと思ふのであります。

○池田國務大臣 お話の通りにわが国の産業は遅れております。ことに機械工業についてみますと、よほど先進国に遅れておるのであります。従いまして外国から優良な機械を入れる場合に、ただいま予定いたしておる場所と、たゞいま五分の關稅をやめてはどうかということも、議論のあるところでありまゝ。遅れておりますが、しかし保護育成のために、国内の機械工業にあまり打撃を與えない方がいゝだらうという説が強いのであります。そこで私は日本の機械工業の育成のために、外国から入つて来る機械につきましては税をかけて、日本の工業を育成する。しかし特別の場合すなわちわが国の工業の近代化のために特に必要

な、日本ではとうていこしらへることのできないといふふうなものについて、關稅を安くすることは考えられなしか、こういう問題があると思ひます。そういう問題はたいに研究しなければならぬ問題と考えております。

○竹村委員 この際大臣にお伺ひしておきたいのは、この關稅の問題は、従来の歴史から考えましても、各国におけるその国の獨立性を保持しているかどうかということが、この關稅をきめる場合における重要なポイントになつて来ているわけでありまゝ。ところで従来よりももちろん／＼改正されるという氣持はわかりますが、しかし私たちの今考へておりますのは、現在日本は講和條約を前にしておるわけでありまして、現在では占領下にある。完全にわが国が獨立しているとは言えない占領下にあるわけでありまゝ。この占領下においてこういう改正法を出されたところの理由は、一体どういふところにあるか。たとえば講和條約を前にしておるといふながら、しかも占領下にあつて、完全なる獨立が保持されていらない今日において、この關稅定率法を出された理由、この点をひとつお伺ひしておきたい。

○池田國務大臣 講和を前にして、講和受入れ態勢のために、従来のような今の国際經濟事情に合わないような關稅定率法を置いておくといふことは、好ましくないと考へておるのであります。従いましていつでも講和に入り得るよう、国内の法規を整備しておく必要があるといふことを認めまして、各国の事例その他を勘案いたしまして、われ／＼の手元で作成をいたしておるのであります。

○竹村委員 ところでこれは大臣もすでに身をもつて體驗しておられることだと思ひますけれども、たゞいかなるものにしても、現在においてこういう法律を制定する場合においては、日本の政府独自の考へであるとは言つても、しかし一方においてある程度の制約を受けることは周知の事實であります。もしこういう意味において、成立したところの關稅定率法というものは、講和が成立した後にいまだに改正する意思をもつて出されておるのか。あるいはもうこれを基礎として改正の意思はないのか。この点をひとつお聞ひしておきたい。

○池田國務大臣 この關稅定率法改正の問題は、今から二年前からやま／＼問題として起きておるのであります。しかししてその当時におきましては、よほど自由貿易主義——主食等には現在においても課税すべきでないといふような議論が盛かつたのであります。が、われ／＼は独自の考へ方から、ただいま御審議願つておるような案をつくり上げたのであります。従いましてこの案は、各国の關稅定率法と大体似ておるのであります。講和後におきましても私はかえる必要はない。今の情勢ではかえる必要はないと思ひます。しかし何分にも關稅定率法は、ほかの税法と同じように国内産業の状況を見てから、いろいろ考へなければならぬ問題があるのであります。原則としてただいまはこの法案が通過すれば、当分のうち改正する必要はないといふ確信を持つております。

○竹村委員 この問題につきましては、後刻事務當局からいろいろ詳細を承つた上でもう一度聞きたいと思ふの

ですが、その前に根本的なことをひとつ聞いておきたいと思うのです。この関税定率法によつて日本が輸入する場合における課率と、日本が現在諸外国に輸出しております場合において、向うでとられておられる関税と比較いたしまして、それが対等の立場において率をきめられておるかどうかが、たとえば日本が輸出した場合には、向うにおいてはあるものには相当高い関税がかけておられる。ところが日本が輸入する場合においては、その国へ輸出する場合より特に安い率をかけておられるというふうな場合があるかどうか。つまり平均されておるかという点だけお聞きしたい。

○池田田務大臣 この問題はやつた問題でありまして、その国の経済事情によつて違ふと思ひます。たとえば日本から出します陶器につきましては、アメリカにおける関税の率と、フランスにおける率と、またインドにおける率は違ふのであります。従ひましてわれわれのところではこの率の比較として見ます場合におきましては、全体の輸入量に対して、関税収入がどれだけあるかということが一つの標準になりまして、また次には無税のものも相当ありますから、有税品の中で平均の税率が算術的にどうなるか、あるいは実質の分量、価格等を入れてどうなるか、こういう見方もあると思ひます。従ひましては、なかく、答へが事務当局でもできないのじやないか。ただおのおの自由貿易主義をどの程度とおるか、あるいは保護政策をどの程度強く入れておるかによつて違ふと思ひますが、私の見るところでは、有税品

全体を通じての課税の率というものは、外国に比べましてある程度日本は安いものじやないか。イギリスなんかは相当高うございませう。アメリカは安うございませう。フランスはその間ぐらいをとつておられるのではないと思ひます。なかく、こういう計算は、輸入量に対する関税収入の割合でとるか、あるいは有税品の実質平均で行くか、これによつては違つて来ます。それから、ここで数字を申し上げることもなかなか困難であるし、数字を申し上げてもびんと来ない。ただこの品物について、どこはどうかとつておられるか、それに似たものをその国から日本が輸入するときにはどれだけにきめておられるか、こういう技術的問題になりまして、個々の問題と思ひますが、私が先ほど申し上げましたように、日本はどうしても原材料を輸入して加工して出す国でありますので、予想よりも低い関税の税率の方が、国際貿易に参加する日本の建前としてはいいのではないかと、いろいろ考へ方で、進んでおるのであります。

○夏堀委員長 次に資金運用部資金法案、会計法の一部を改正する法律案、資金運用部特別会計法案、資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案を一括議題といたします。小山君。

○小山委員 たいだいま議題となりまして法律案につきましては、先般郵政委員会と合同審議の際に、大蔵大臣の答弁を聞いたのであります。非常な断片的でありまして、統一された大蔵大臣の思想というものを聞き取ることができなかつたのであります。そこでこ

の際あらためて大蔵大臣の所信を伺いたのであります。先般の合同委員大に於ける議論を聞いておりました。大体四つの点に反対の理由があつたやうであります。第一は、資金運用部に簡易生命保険あるいは郵便年金の資金を集中いたしますと、地方還元ができない。元來地方で集まつた簡易生命保険あるいは郵便年金の資金は、地方に還元すべきものであるにかかわらず、還元にできないものが第一点であつたやうに思ひます。はたして資金運用部に一元的に運用された場合には、郵政省が運用しておられる場合と異なつて、地方還元ができないかどうかというところが聞きたい第一点であります。

第二は、資金運用部に簡易生命保険その他の資金が一元的に運営されるといふことになりまして、それを取扱つておられるところの通信従業員に張合ひがなくなつて来る。その結果資金が十分に集まらない。資本の蓄積が非常に重大なりとされておられる今日において、この張合ひをなくするということは、いかであらうかといふことであつたやうであります。この面において張合ひがなくなつた結果、簡易生命保険の伸び方が少くなる。その結果資金の政府に集まつて来る分量が減つて来るであらうかどうか。この点についての大蔵の所信を伺いたのであります。

第三は、運用利率を一定の利率に固定されると、保険事業が成り立たない、こういうふうな意向であつたやうであります。つまり簡易生命保険特別会計が独自の運用をするならば、さらにさらにたくさん運用利回りを得られ、従つて従業員に対する福利施設で

あるとか、そういうようなものにも十分な手が届くのであるけれども、五分五厘というような利率に固定されると、その十分な利益を従業員に均霑させることができないというやうなことがあつたやうであります。現在の法案によりますと、この預金部証券でも十分成り立つて行くかどうか。あるいは従業員に対する福利施設その他のものができるかどうか。あるいはそれ以外の方法でそれらのことはできるかどうか。これが伺いたしたいところの第三点であります。

第四点といたしましては、これは根本的なことであります。資金運用部に、日本の財政資金を一元的に集めて運用しなければならぬか。これはGHQの賞罰なりないしは指令があつたからそうされたのであるか。あるいはこうしなければならぬ国内事情によるところの積極的な理由があるのか。この点をさらに積極的な理由として明確にしたいといたしたい。以上が私の伺いたしたいところでありまして、十分な御説明をお願いいたします。

○池田田務大臣 御質問の第一点は、資金運用部資金特別会計に郵便貯金並びに簡易生命保険、郵便年金の金を一元的に運用することになると、地方への還元が困難になるのじやないかといふこの前の質問に対してどう考へるか、こういうことであると思ひます。御承知の通り、従来の預金部資金といふものは、国債と地方債に限られておつたのであります。地方債のわくは、自治庁その他の申出によつて一応きまつております。しかるところ一方では

郵便貯金、簡易生命保険が非常に多くなつて参りまして、地方債の引受だけでは金が余つて来る。そこでわれわれは、これをできるだけ一般経済界に還元しようという意図のもとに、関係方面と話をいたしました。しかるところ、この簡易生命保険とか郵便貯金というものは、国民大衆の零細な資金でありますから、よほど運用を確実になさなければいかぬ。そこでつばな運用委員会を設けると同時に、簡易生命保険とか郵便貯金という特別会計を設けて、資金運用部から、国がはつきりした信用証文を出す制度に改める。そうするならば、地方債、国債以外のものにも運用してさしつかえないだらう。しかも確実を期する意味から、運用部資金から各会計に出す。こういう制度に改め、そうして金融債を引受けようといふことに相なつたのであります。そうして金融債を引受けました場合におきましては、地方への還元がどうなるか。これは地方に還元するのであります。ただそれがどの程度農林中央金庫の債券を引受け、あるいは商工中央金庫の債券を引受け、また勸銀、興銀の債券をどの程度引受け、またどう違ひます。が、いずれにいたしましても、今国債はまだ発行してありません。ただ国債とかあるいは電気通信省の方に投資をいたします。これは国の仕事でありまして、優先的にやります。その次には地方債の引受でございます。それから、これが動きまして、地方に相当還元できると思ひます。しこうしてその余つた分を金融債として農林、水産あるいは林業あるいは中小企業の方に出し、また国のために必要な長期資金にこれから出すといふことで

ございまして、資金運用部になつたからといつて、地方への還元がおろそかになるという事は私は考へておりません。地方に還元するようにするためには、こういうふうにはつきりした制度を置いて、しかも国民大衆が安心して貯金ができ、保険に入れるようにすることが適當であると考へたのであります。

次に、こういうふうにいいたしますと、郵政従業員は自分らが集めた金が地方に還元されずに、大蔵省所管の資金運用部資金特別会計に集まるので、集めた金を自分らで使えないから、集めてもあまり効果がないというので、熱意が少くなりはないか。これがこの前の第二の考へ方であり、質問であつたと思つてあります。しかしこの集まつた金は、今までは違ひまして、総理大臣を会長とし、郵政、大蔵、阿大臣を副会長とする委員会が運用をきめるのでありますから、私は何も自分で集めた金を自分で運用するといふようなことは考へなくても、国家的に適合するように運用されることが最もいいことではないか。これが各省各省でつかつてなやり方で行くよりも、金融の問題でありますから、財政金融をあくまでつかつて大蔵省で、これを適當にあつて使つて使うのが、一番国家的に沿うのじやないか。こういう考へで、とにかく郵政大臣も副会長とし、総理大臣を会長として運営委員会を組織して、そこで諮つて行けば、何ら意氣沮喪するものではないと思ひます。国民大衆の預金あるいは保険金を、郵政省が日本の財政金融といふことを離れて、個々別々に使うことがいいか悪いということは議論のあ

るところであります。これによつて簡易保険を募集勧誘するに、意氣が非常な沮喪するといふことはどうか。沮喪しないようにして、そうして国家的に適合するように使つて行くのが、適當ではないかと考へておるのではありません。なお意氣沮喪するがゆゑに簡易保険が集まらぬといふふうなことは、私は今のところないと思ひます。大蔵省で一手に引受けて運用いたします事は、戦争中から始まつたことであります。その後もずっとやつてゐるのであります。ことにマーカツト指令が昭和二十一年に出ましてからは、非常に簡易保険の伸びもいひでございまして、幾何級数的とまでは行きませんが、相当ふえてゐるのであります。今年なんかは百数十億圓、おとしの倍以上になつて来ておるのであります。さうして、これはやはり今までも大蔵省に集中してやつておつたのでございまして、私は今後とも相当伸びて行くと思つておるのであります。

次に資金運用部資金特別会計に一手に集めてしまつては、運用利益が少いから、従業員その他の福利施設がどうかという問題であります。今までは簡易保険の建前といたしましては、大体三分五厘か四分程度の運用利回りを与へて、料率を計算しておつたと思つてあります。しかるところ、今回は三年以上は五分五厘といふことになつておりますので、今までよりも相当の高収益に相なつて来ると思ふのであります。あるいは、いや自分らでかつてにしたならば、相当利回りもよく、いい運用ができるだらう、こういう考へ方も起るかと思ひますが、こ

れは先ほど来繰返して申し上げますように、国民大衆の零細な血の出るような金でございまして、運用利回りの方ばかりを考へて、損をするような危険なところに運用することは、絶対禁物だと思つてあります。従ひまして運用部資金特別会計に預け入れ、しかも従来三分五厘とか四分といふよりもつと高率に、長期の資金でありますから、五分五厘程度に金がつまつて行くならば、これは相当正確に積立金がつまふて行くと思つてあります。さうしてこの金の運用利回りにつきましては、まず第一に、やはり契約者等に還元すべきものであります。これを従業員の福利施設にまわすといふようなことは行き過ぎでございまして、まず契約者に恩恵を十分施すように考へて行かなければならぬ。また従業員の方もないがしろにするわけではございせんが、とにかく確實で、今よりも有利であるといふことだけは言ひ得ると考へるのであります。

第三に、何ゆゑに資金運用部資金特別会計に郵便貯金その他を吸収して集中してやるか。これは司令部の指令に基くものでどうか。こういうのであります。この金は、これは従来簡易保険その他の資金の分量が、国の資金計画から申しまして非常に小さく、この金がどこへ使われようが、日本の経済金融におきましては大して影響がないといふふうな場合におきましては、大蔵省へ何も集中する必要はなく、昔の通信省独自の考へで、ある程度おやりになつておつたのであります。しかるところ、戦争中から資金を特別な計画のもとに集中して、有効に使わなければならぬという要請が強くなつて参りました。

た。しかも最近におきましては、敗戦後非常な金詰まりで、国もあるいは民間の方にも金が非常に少い、こういう場合には、集中運用といふことは経済再建に最も必要なことであるのであります。しかし片一方では、保険の本質として、やはり金を集めた人が使うことが理想的だといふ考へ方もあります。私は両方の議論が立つと思ふのであります。郵政省の方に資金を置いて、さうして大蔵大臣その他と相談の上使うことも一つの方法でありましよう。しかしこれを相談の上使ひましても、今のところでは地方債と金融債以外に、あるいはごく小部分として契約者の貸付もありまますが、大體の方針としては国債、地方債、金融債以外にはなかく運用できぬのじやないか。今株の値段がいいからと言つて株へ貸したり、あるいは役所の建物を建てることに使うことは、いかがなものかと思ひます。たといこれが郵政省に残りましても、やはり大蔵大臣その他と話し合ひをしてやらなければならぬ。しかも金詰まりの今日でありましますから、やはり効果的に使うといふ議論が相当立つて来ると思ふのであります。そこで私はいろいろ考へまして、た上で、あるいは国会の決議を尊重して、郵政省においておやりになることも一つの方法かといふので、賛成もいたしました。その後の事情を考へ、とにかく資金を有効に一元的に使うといふことが、ただいまの場合では適當であるといふ結論に到達いたしました。片一方では指令もあることでありましますし、また予算編成におきまして、関係方面の強い指示もありましたので、両方から考へまして、御審議願つておるような法案を提案いたしました次第であります。

○小山委員 ただいまの御答弁でよくわかつたのであります。もう一、二点伺つておきたいことは、ただいまの大臣の議論は、現在国債、地方債あるいは金融債以外に運用ができないといふことが前提で、結論されたようでありまが、将来国債とか地方債といふものに、一定の枠を設けないでもよろしいような情勢になつて来た場合にも、なおかつこのような集中的な運用が、日本の国情として正しいかどうかといふ点についての積極的な理由を、ひとつ伺つておきたいのと、もう一つは、この簡易保険あるいは年金に対する預金部証券の利率は、三年以上は五分五厘であります。もう少しこれを上げた場合に、国内金融上どういふ影響を来すか。たとえて申しますならば、その場合に地方債あるいは国債の利率の引下げといふことを、かねがね考へておるのであります。それが對してはどういふような影響を来すであらうかといふこと、この二点を追加して伺つておきたいのであります。

○池田田務大臣 将来国債、地方債のわくがはずれた場合におきまして、この預金部資金の金を、その方面すなわち国債、地方債以外のものに貸す余地があるかないかといふ御質問であると思ひますが……

○小山委員 たとえば地方債は四億なら四億に限る、国債は、一定の国債以外には発行してはいけないといふのが現状であります。将来、たとえ国債は国の必要に応じては幾らでも出す、あるいは地方債も国の必要に応じては幾らでも出せる、いくら発行して

もよろしいというような情勢が来た場合に、なおかつ資金は集中して使わなければならぬかどうかという点であります。

○池田田務大臣 将来国債が幾らでも出せる、また地方債が幾らでも出せるという状態が来るかどうかということ、は、なか／＼問題でございますが、昔からも建設公債ということが問題になっておりました、また昔から地方債のわくにつきましては内務省、大蔵省がよほど厳重な監督を加えておりましたことから考えまして、将来そういうのがいつ来るかもわからぬ状態であるのであります。しかしかりにそういうふうな場合が参りましたときに、集中して資金を運用する必要があるかどうかという問題は、私は国債、地方債のわく自体から来る問題よりも、日本の経済の大きさに對してどれだけの資金があるか。しかしそのうちどれだけ簡易保険、郵便貯金が占めておるか。これによつて違ふところがあると思います。

すなわち資金量の方が第一義的問題になるかと思ひます。昔のように郵便貯金なんかたとえば百億円であつて、そして銀行預金が七、八百億円、千億円というふうな場合におきましては、大した問題じゃないのです。しかし今のよう郵便貯金関係が二千億円を越えて、銀行預金が一兆億円というふうな場合におきましては、それが實際、地方債が発行されようがされまいが、やはり資金の分量からいって、相当運用については考えなければならぬ、こう思うのであります。従ひましてアメリカのように資金量の多い所に置きましては、簡易保険、郵便貯金というものはほとんど金融上の問題にな

りませんから、向うでは郵政省がやつておるのであります。これが私は原則だと思ひます。そこで日本の預金その他のいわゆる資金蓄積が十兆億円にもなつて、しかも簡易保険、郵便年金というものが、郵便貯金を合せて二千億円程度とか三千億円程度なら、あまり大して問題でないと思ひます。国債、地方債がわくなしで出せるというふうなことも、この運用に對しましては相当の問題になるかと思ひますが、問題は資金量のところから来ることだと思つておきます。

次に三年以上の簡易保険の預金につきましては、五分五厘をつけております。これは今の状態から申しますと、大蔵省といたしましては五分五厘をつけまして、地方債の方で六分五厘に運用いたしておりますから、大体と／＼で行けるのであります。しかし郵便貯金の方はこの五分五厘の利子を郵便貯金特別会計で拂つたのでは赤字であります。従ひまして今年も十五億円か十七億円、その程度の赤字を国民の税金でもつて埋めておる、こういう状態であるのであります。われわれは片一方で地方債はできるだけ安くしなければ、府県や市町村が困りになりますので、昨年の八月、九分一、二厘の利率を六分五厘に下げたのであります。六分五厘でやつて行く場合におきましては、郵便貯金の方は赤字だから国民の税金で負担するけれども、簡易保険の方は大体五分五厘なら今の利回りよりいいから、相当積立金もふえて来ると思ひます。従ひまして保険契約者のためにこの五分五厘の預金利率を上げるとすれば、片一方反対的に地方に貸し付ける金利を上げなければならぬ、こういうことになつて痛

ければならぬ、こういうことになつて痛しかゆしになるのであります。しかし今一般の定期預金も五分の状態でありまして、まあ五分五厘くらいならばそう安い利子ではない。今までもよく似たので、簡易保険としては相当の責任準備金もふえて行く、こう考へておるのであります。これは地方債の金利を上げないようになり、また簡易保険契約者に対しての責任準備金を多くするという意味で、五分五厘程度ならば適當ではないかと考へております。

○小山委員 将来地方債とかあるいは国債というふうなものは、何百億出さなければならぬというふうな制限がなくなつた場合、その場合において、この簡易保険積立金あるいは郵便年金の積立金の資金の分量が非常に多くなれば、国内の金融の問題からして一元的に統一しなければならぬ。私は大体そうであらうと思つております。むしろ将来このわくがなくなつた場合にこそ、これらの資金は一元的に一つの所で統一しておかないと、いろいろの混乱が起つて来はしないかというふうに考へる一人であります。さてここにわれ／＼が一抹の危惧を持ちますことは、大蔵省という一つの独占——共産党の言葉をかきつて言へば独占金融機関の手に、この資金が一元的に運営されます場合に、大蔵省というものは競争している方がいいのであります。それを一所に集めると、とかくその一つの意思でもつていろいろのものがきめられるおそれがある。その点については資金運用部委員会というもので、それを適當に調節して来るのでありましようけれども、これに對して

民間の、あるいは地方の自治体なり、借りようという団体が、割合に氣やすく大蔵省に相談に行けるような態勢になるのかどうか。行きました場合に、本で鼻をくくつたような形で断られるのか。あるいは——これはわくがなくなつたときの話をしているわけですが、そういうときに、その地方の必要に応じて、大蔵省は親身になつて相談ができるような態勢をとられるのかどうか。その点をひとつ最後に伺つておきたいと思ひます。

○池田田務大臣 大蔵省といたしましては、この資金の運用につきましては、将来地方債の四百億というふうなわくがはずれまゐつた場合におきましては、第一義的には国と地方のことを考へなければならぬと思ひます。しこうしてそれから余つた分——余つた分と申しますと語弊がありますが、余る予定のものにつきましては、それ以外の経済金融界の方に流すということが必要だと思ひます。従ひまして地方公共団体から借入れの申込みがありましたときには、本で鼻をくくつたようなことは今でもいたさないつもりであります。地方自治庁の方のわくがあれば、大蔵省はそれに乗つて参ります。地方自治庁の方にわくがなくて、大蔵省に先にお入れになつたときには、大蔵省から地方自治庁の方に連絡いたしまして、とも／＼に手をつなぎまして、金融に努力いたしておるのであります。わくがあるときでもそうでございしますが、わくがないときにはまず地方債の方をやることにいたします。それから地方債の方を十分出しては、これに余裕がある場合におきましては、これは私は第一義的には農林水産とか、農

林中央金庫とか、あるいは商工中央金庫の方に第一義的に考へる。その次が勸銀、興銀であるというふうな氣持を持つておるのであります。国民大衆の零細な血の出るようなお金でありますから、確實に使わなければならぬというところが第一、第二が地方のため、国のためになるようにしなければならぬということが、第二に相なると思つております。

○官廳委員 いろいろ小山委員からお尋ねをいたしました。きわめて丁寧な御答弁が参りました。資金運用部に資金を集中する点につきましては、大方の疑問が解けたと信ずるわけでありますが、ただ私は先般の合同審査の席におきまして、興銀といわず野党といわす御答弁になりましたことを聞いて、非常に不可解に想つたことがあるのであります。一体資金運用部資金法案というものが、きょうやきのうに青天の霹靂のごとく、この国会の審議に備えられたものでないかということを、まず第一に知らなければならぬと思ひます。少くとも予算審議の過程におきましては、それ／＼の議論もありました。ただ委員会の討論等におきまして、この問題を反對討論の中にも強く指摘しておりました。かような点から見まして、予算案はすでに通過いたしました。その裏づけとなるべき法律案について、いまさら疑義が生ずるというところは、私はたゞいまの国会の審議の方法といたしましては、どうかと思つたのであります。これが反對討論の中にも大きくにじみ出しておりました。これはあるがために總予算案に反対だ、あるいは特別会計に對しても反対である、かような意思表示があつたとい

しますと、非常に重大問題として考
えなければなりません。現段階におき
ましては、すでにそれは過ぎ去つたこ
とでありまして、單に予算に對します
法律の裏づけをすればよい、という
事態であらうと思ふのです。もし実施
が四月一日に迫つております現在にお
きまして、この法律案の審議が延ばさ
れたといふならば、郵便貯金
に對します特別会計はすでに設けられ
ることになつた。少くとも衆議院から
見ればそういう状況にありますが、一
体四月一日からのまかないを何によつ
てやるのか。またこの方面に當つてお
られる方々に給料も拂えないような場
合には、これは大きな社会問題ではな
かるか。なるほど先般取上げられ
ておりますところの簡易生命保険の積
立金の運用等につきましては、時と場合
によりましては幾多経済の面に、
それらの経済事情に沿う方策が講ぜ
られて當然であります。現段階にお
きましては原案に考えられましたが、
がよいと、少くとも官廳は信じておる
わけでありまして、その理由につきま
して、何と申しましょうか、大臣に前
に申し上げてはなはだ恐縮であります
が、われわれは大蔵省がその原案を支
持するに若干勇氣に乏しいではない
か、かように思ふものであります。な
ぜかと申しますと、この問題はいまさ
ら発生したことはありません。昨年
十月あたりを回顧いたしてみますな
ら、金詰まり経済という問題で、金詰
まりの打開が急務である。けだし朝か
ら晩まで、大蔵大臣は金詰まり打開の
ために攻められておつたことだと思ひ
ます。何と申してももう過ぎ去つたこ
とであるから、當時の苦しみは忘れた

と仰せられるかもしれないが、金詰ま
りを打開しなかつたならば、とうてい
日本の経済が、せつかく安定から復興
へ、復興を基礎とする真の再建へと、
少くとも経済は進行しないではない
か、こういうことを強く攻められたわ
けであります。従ひましてその内容を
見れば、御承知のように銀行は貸出し
超過、オーバー・ローンと申します
か、企業の方から申しますとオー
バー・ボロイニングと申しますか、言
葉は適當かどうかわかりませんが、と
にかく債務超過、自己資本を上まわ
ります負債を持つておる。これを打開
いたしまして、しかも各企業の短期資金
の面目において調達いたしました資金
が固定しておる。この固定化しました
資金を、正常なる長期資金のベースに
乗せるということが急務である、こう
いうことを大蔵省としても考えられ、
少くとも財政経済に對して關心を持つ
者の言われたこととあります。従つて
これを打開する方策といたしましては、
は、なるほど第五国会におきまして
われわれが提案いたしました、ぜひと
も郵政省の簡易生命保険の積立金は、
ずつと昔のように郵政省独自の運用に
まかしたい、こういう希望の意思を決
議として表明し、また閣議において
も、昭和二十六年一月一日からその運
用に戻したいということを考えられた
ことも事実であります。状況が急テ
ンポに變更いたしました。ぜひともこ
の金詰まりを打開しなければならぬ。
それには日銀資金の固定貸しを正常な
る長期資金に転換する方法、せんに詰
めて申しますれば、預金部資金を見返
り資金にしろ寄せを行ひまして、資金
運用の質的転換をはかる、こういう方

針をとらなければならなくなつたので
あります。あえてドッジさんからの示
唆がなくとも、總予算その他の交渉の
過程において、大蔵大臣はこの点を強
く、自主的な立場からドッジさんに進
言せられたと私は信じておりますが、
その点の真相についておさしつかえな
い点を、この際説明せられたと思ひ
ます。
○池田國務大臣 この前の合同委員会
のときに、突如としてこの法案を出し
たというお話があつたのであります
が、官廳委員のお話のように、突如とし
て出したのではありません。たしか臨
時国会においてもこういう構想は話し
ておりましたし、それから衆議院にお
きまして議決になりました予算案も、
この分で行つておるのであります。衆
議院の方は全部御了解であると私は考
えております。お話の通り三月三十一
日までにはこの法案が通過しなかつた
らば、郵便貯金の利拂いでもできません
し、郵便関係職員の俸給も拂えない。
拂えぬよりももう予算ができておるの
であります。突如として出したもので
はないということは、官廳委員のお話
の通りであります。そう考へておるの
であります。なおこういうふうには相
なりました経過につきましては、この前
に申し上げましたように、私といたしま
しては國債、地方債にばかり預金部の
金を使われるということでは、日本経
済の金不足の緩和ができな。金不足
を緩和するためには、預金部に集まり
ました金を有効に使わなければいか
ぬ。有効に使う場合におきましては、
大家の安心するように、がつちりした
ところに預け入れておるのだという制
度に改める必要がある、こういう考へ

のもとに、前の国会の決議もありまし
たし、閣議決定もあつたのであります
が、氣持をかえまして今回の法案のよ
うにいたしましたのであります。これは昨
年の十月ごろに決議いたしましたことであ
るのであります。その後におきまして
も、それによつて議会の質問に對しま
す答弁をいたして、予算もそうい
うふうにしらされたのであります。
○官廳委員 ただいまの大蔵大臣の御
答弁を伺いますと、ただいま討論であ
りませんから適當の言葉ではありませ
んが、どうも反對する理由が少々おか
しいと私は思ひます。特に提案理
由の中にも説明は出ておりました、私
は少し物足らなさを感じております
が、この資金運用部というものは、言
葉はあるいは不當なこともしれませ
んが、私の觀念から申すといふゆる信託
金制度を採用した。こういうことで國
家の財政資金というものは、もしこれ
が産業資金面に投下せられるとするな
らば、見返り資金と預金部資金の二本
建以外にない。これははつきりしてお
る。しかも見返り資金の将来の依存性
というものは、御承知の通り少いもの
でありますので、唯一の預金部資金を
もちまして、投資特別会計として運用
しよう、こういう精神が流れておると
思ひます。この点は残念ながら今まで
御説明はありませんが、私はそういう
ふう考へて、この法律案なり資金の
運用をながめておるのであります。が、
さう考へて間違ひないのでありま
しょうか。
○池田國務大臣 その通りでありま
す。集まりました金を資金運用部資金
特別会計に信託いたしました。そうし
て政府が信託せられた資金を國家目的

のために使う、こういうことであるの
であります。
○官廳委員 その点がはつきりしまし
た以上、國家の資金というものはこれ
を一本に集中するということが、将来
のことはしばらく別といたしまして、
現段階においてはきわめて適切な方法
であると私は信じます。さうな意味
におきまして、この問題はぜひとも大
蔵省としましては、あるいはドッジ書
簡だとかあるいは指令があつたから、
政府の自主性がないうような横紙
破りの質問に屈することなく、原案に
對しましてドッジさんと總予算その他
を御交渉なさいました経過にかんがみ
まして、現段階においてはこの法案を除
いて、他に政府資金の運用ということに
万全を期する方針がないという強い所
信の表明を、今日ただいまでなくとも
よろしゅうございまして、適當な機
会において適當な方法で御表明をいた
だきたいことを希望してやみません。
特にドッジさんの帰國に際しまして声
明いたしました声明書の一端を、私の
つたない頭で考へてみますとこう書い
てあります。長い文章でありますから
要約しますと、日本経済は従来見返り
資金に過度に依存して来た。国内にイ
ンフレ要因がある限り、見返り資金運
用の主目的はインフレ抑制と債務償還
であり、投資は従である。見返り資金
は近い将来確保できなくなるかもしれ
ないから、長くその使用を計画に織り
込むことは許されな。日本経済の復
興は國內資本源の動員にある。すなわ
ち資金を集中し動員するということ
も、ここにはつきり現われておりま
す。しかも資本蓄積にならないような
減税をしてはならぬ。こういうことが

強く示されておりました、その他にもまた要点がありますが、直接今の関連がありまゝところのドッジさんの帰国声明にもかようなことがありまして、大蔵大臣が主として交渉に当られました苦心の結晶も、これによつて証明ができると思ひます。

本日は時間ありませんので、細目についての質問は、もし時間が許されたならば他日いたしますが、かような原案に對しては、あるいは司令部の指示に屈したとか、あるいは自主性がなくなるとか、あるいは自主性に對しては、ぜひともその信念をもつて御説明あらせられんことを希望いたします、本日は時間の関係で、これでやめておきます。

○池田國務大臣 他の機会というお話でございますが、せつかく御意見の発表がありましたので、ちよつと申し上げておきたいと思ひます。私は先ほど来、あるいは先日の委員会におきまして申し上げましたように、固い信念をもつて行つておるのであります。ただどうも池田の表現は少しきつ過ぎる、こういう先輩の忠告もありませんし、また前でありましたが、国会の決議もありましたし、また非常に熱心な御質問でありますので、少しやわらかに申し上げた方がいいというので、信念にかわりはありますが、表現はやわらかくやつたのであります。これよりほかに案はただいまのところないという確信を持つておるのであります。

○夏堀委員長 深澤君。簡単にひとつお願いします。

○深澤委員 ただいま長々と池田大蔵大臣の信念が明確にされたわけでありまゝ。先般の合同委員会で池田大蔵大

臣が申されたことは、国会の決議があり閣議の決定もあつたけれども、二十六年度の予算の關係方面との折衝の過程において、この資金運用部をつくることによつて、この資金運用部をつくるに至つた。だが私が言うよりも、ドッジ書簡という形において出してもらつた方が、説得するのに非常に都合がよろしいから、出してもらつたのである。こういう経過の説明をされたわけでありまゝ。従つて私はもちろん突如としてそういう信念になつたのではないといふこともわかるのですが、国会の決議もあり、また閣議の決定があつたにもかかわらず、予算折衝の過程において、こういう信念が出て来たのだといふ、その出て来た根拠を、もう一ぺん明確にお伺ひしたいと思ひます。

○池田國務大臣 これは先般の速記録を讀んでいただくよりよいのであります。金が余る、それを運用する必要がある、しかる場合におきまして、これを確保するがつもりした制度を設ける必要がある、こういうことであるのであります。将来の問題はさておきまして、ただいまのところ、そういうふうな制度に一応改めて、しかも運用面におきましては、内閣總理大臣が運用委員会に諮問してやることにより、ということになつたのであります。その経過につきましては、この前の連合委員会並びに今日お聞きの通りであります。

○深澤委員 今までの御意見を拜聴いたしました。現在日本の置かれております立場として、こういう財政資金はこれを集中し、統一して運営することがよろしい、こういう意味において大蔵省にこれを集中し統一したのだ、こういうぐあいにわれ／＼は理解できるものであります。そういうふうに理解してよろしうございませうか。

○池田國務大臣 大体その通りであります。

○深澤委員 これはしからば過渡的な方針なのか。それとも恒久的な方針であるか。その点をひとつお伺ひしたい。

○池田國務大臣 経済財政状況の変化によつて、何もこたわる必要はないと思ひます。

○深澤委員 もう一つお伺ひしたいのは、今まで見返り資金によつて、電通あるいは国鉄等の貸付が行われて来たのであります。今年度からは見返り資金からの融通をやめて、これを金もつばら資金運用部資金からやるといふことになつたのは、どういふ根拠によるのか。その点をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○池田國務大臣 預金部の運用が制約せられておりました關係からでありまゝ。しこつとして見返り資金の方は、將來ど／＼積み立てるといふこともなくなつて来るわけでありまゝ。向うの方に余裕を置いておいた方が、臨機応変といつては少し甘過ぎるようでありまゝ。経済の事情に沿うようにできるといふ考えのもとにやつたのであります。

○深澤委員 それからもう一つの点は金融債の問題であります。先般もちよつと御質問申し上げたのであります。が、昭和二十五年年度において、千二百億の金融債を出しておるわけでありまゝ。今年度も四百億出すといふことになりまゝ。今度この制度を改正されたその根拠は、結局金融債に非常に大

きなウェットを持つて運営される、こゝういふところに大きな目的があるのではないか。ここにこの制度をかえられたところの大きな根本的な原因があるのではないかと考えられるのであります。その点はいかがでありますか。

○池田國務大臣 そういう点もあるのであります。

○夏堀委員長 それでは次に保険募集の取締に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。佐久間君。

○佐久間委員 たいだいま議題となりました保険募集の取締に關する法律の一部を改正する法律案について、二、三お尋ねして、保険行政の一般質問に入りたいと思ひのであります。

第一点といたしまして、生命保険募集人と会社の役員及び使用人との登録の區別を廢止した理由、さらにあわせて下請生命保険募集人の届出制を廢止した理由、これについて一応御説明を承りたいと思ひます。

○舟山政府委員 保険の募集取締りに關する法律案につきまして、從來は生命保険会社の役員及び使用人、これも登録制を実施いたしておつたのであります。が、委託に基きます募集人との取扱いを別にいたしまして、登録簿等も別であつたのであります。しかしこれは事務上煩瑣でもあります。しかしこれを大して意味がございせんので、これを同じ扱いにしたという趣旨でございませう。それから募集の下請をいたしておつたのであります。この趣旨は、そのウェットを軽く考へておつた

のであります。が、實際の取扱いを見ますと、登録をなすべきものが届出制を利用して、もくつておるといふような事例も認められますので、保険募集の取締りを強化いたします意味において、これも登録を必要とすることにいたしましたのであります。

○佐久間委員 御説明によりまして、業務の簡素化と、不正募集を取締り、保険契約者を保護し、保険事業の健全なる発達をはかるという意図によるものであると思ひます。が、そう考へてよろしうございませうか。

○舟山政府委員 お話の通りであります。取締りの強化と、それからこれに對しまして事務の簡素化をはかつたわけでありまゝ。

○佐久間委員 会社の使用人と損害賠償關係に對しましては、民法の不法行為に關する賠償規定によつてさしつかえないと思ひます。が、特に民法に規定した理由はどういふわけでありまゝか。

○舟山政府委員 現行法によりまゝと、会社の使用人等が、募集にあたりまして契約者に損害を與へた場合には、会社は使用人の行為に對しまして、民法上の不法行為に對する經營者の責任を負うのであります。しかしこれは取締りの徹底を期し得られませうので、あわせて会社の無過失責任といふところまで引上げたわけでありまゝ。

○佐久間委員 それから乗りかえ契約禁止の規定を設けた理由は、どういふわけでありまゝか。

○舟山政府委員 保険募集の際の弊害の顯著なるものは、実は乗りかえ募集であつたわけでありまゝ。せつかく

保険に加入いたしましたして、契約関係が成立しておりますのに、さらにいろいろの話を聞いて、これを新規契約に乗りかえさせるといふことが行われて来たのであります。これは申すまでもなく、加入者にとつて非常に損害を與えるものでございまして、この弊風を改善したい趣旨から、今回改正をいたしましたのであります。

○佐久間委員 続いて保険行政の一般質問をいたします。損害保険会社の代理店未收勘定の増大に關しまして、いかなる対策をおとりになされましたか。この点を御説明願いたいと思ひます。

○舟山政府委員 損害保険会社の代理店に對します掛金未收、代金の回収といふものが非常に遅れる傾向にあつたのでございまして、これは代理店が契約者から掛金を徴収することが、なかなか困難であるといふこともございまして、また代理店がこれを知らず知らずの間に流用したようなこともあつたかと思つております。しかし申すまでもなく、損害保険会社といたしましては、代金が入つて来ないのに、保険の責任だけを負うといふことは好ましいことではございせん。この代理店に對する掛金未收高といふものも相當ふて参りましたので、これを何とかして取締りたいと思つたのでござい

ますが、昨年の冬に通牒を出しまして、原則といたしまして代金の入つておらないものは保険契約を成立せしめない、こういう措置をとることを指令いたしましたのであります。これは大蔵省の通牒といたしまして、各社ともに勵行いたすように言明しておるのであります。特に大蔵省と損害保険会社との

連名をもつて、新聞広告等をもつて周知徹底せしめておるのであります。これによつて損害保険会社の収益上改善するところも少くないと思つております。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

○佐久間委員 代理店未收勘定の回収について、業務命令を出してこれを強行している。それは万やむを得ない。現況に照し合せて当然であると思ひますが、どの程度まで回収することを目標としておるか。この点をひとつ明示されたのであります。

○長崎説明員 保険会社と代理店との決済は、大体代理店契約書によつて、翌月末決済になつておりますので、理論上から申しますと、一月分の収入保険料が代理店に止つてよいわけであり

ます。しかしいろいろな点で、急速にこれを行ひますのは無理かとも思ひますので、二月くらいのところとめた

い。その点まで改善したいといふことでやつております。昨年の暮れごろは、三箇月から、ひどいになると四箇月くらいに上つておる会社もありました。

○佐久間委員 ただいまの御説明ではつきりいたしました。續いて本法における外国保険会社の状況を御説明いた

だきたいと思ひます。

○長崎説明員 従来連合関係者、または輸出入積荷の外貨建を行つた外国保険会社といふものが、司令部の免許で進出しておつたわけでありまして、昨年の七月以降、これは全部外国保険業者に關する法律で、日本政府の免許を受けなければならぬといふことになつておりました。現在日本政府が免許

を行つた会社は、外国の損害保険会社三十二社、生命保険会社一社、なお申請中のものが生命保険会社三社があるといふ状況でございまして。これらは主として連合関係、あるいは輸出入積荷の外貨建保険契約、あるいは日本の保険会社との再保険取引に當つておるわけでありまして、火災保険とかそういつた円建契約の面では、そう日本の保険会社と競合してゐる点はないわけでありまして。ただ海上の積荷保険、つまり輸出入積荷の保険の面では、相当競争が行われておりました。また将来日本人契約に對する進出も予想されるので、日本の保険会社と公平の條件で監督をいたしまして、日本保険事業の健全な発達に資するように持つて行きたい、かように考へておるわけであり

ます。

○佐久間委員 次に戦争保険の対策について御所見を承りたいと思ひます。

○長崎説明員 戦争保険のことです。これは、海上の戦争保険につきましては、これは保険会社が一般の海上保険証券で、現在すでに戦争保険の担保をいたしておるわけでありまして。しかしながら金額の非常に大きな船とか、輸出入積荷で金額の多いものにつきましては、再保険の消化が困難であるといふことがありますので、現在政府と東亜火災海上再保険会社との間に締結されております再保険の特約の中に、戦争危険を包含せしめることによりまして、金額の非常に大きな戦争保険の引受があるときには、今の機構を通じて政府で再保険ができるというふうに変更いたしました。海上の戦争保険の円滑を確保するような措置が講ぜられております。

○佐久間委員 非常に事態が悪化しつつある際、その配慮は適切であると思ふのであります。

續いてお尋ねしたいことは、損害保険会社の行つた共同保険、再保険プール等の協定について、独禁法、事業者同法の適用を排除して、保険事業監督の責任を明確にする必要があると思ふが、御所見を承りたいと思ひます。

○長崎説明員 損害保険事業においては、危険の平均化をはかつたり、あるいは経費の節約をはかるという意味から、保険契約の共同引受あるいは再保険のプールといふことが必要とされるわけでありまして。それでこれが独禁法や事業者同法のものと、あまり厳密な適用を受けて参りますと、かえつて保険事業の経営能率を害するといふような点がありますので、かね／＼私どもとしては、保険業法と独禁法との調節をはかる必要があると思ひております。最近の機会におきまして、その方向で一面においては独禁法の精神を尊重するとともに、合理的な共同引受行為といふようなものについて、保険業法一本で監督できるようにするといふことで目下研究中であります。

○佐久間委員 午前中にこの点に關しては公正取引委員会の責任者の出席を求めて、こまかく私から質問もし要望もして参つたのであります。これは非常に重大な問題でありまして、業者の健全な発展のためには、どうしても一本化するといふことを考へてもらわなければならぬのであります。その意味からいたしまして、将来政府当局におきまして、ことに監督の立場にある大蔵省保険課といたしましては、十分腹をきめて折衝をして、そういう方向に進んでもらいたいと思ひます。

さらにお尋ねしたいのは、保険料率算出団体の算出した料率を、各社に遵守せしめるように規定する必要があると思ふ。これは健全経営の建前からこの点を痛感する次第であります。御所見を承りたいと思ひます。

○長崎説明員 損害保険料率につきましては、現在損害保険料率算出団体という団体がありまして、いろいろな資料を集めて適切な料率算出に努めておるわけでありまして、これを規定してある法律によりまして、現在その料率算出団体の出した料率には拘束力がないといふことになつております。しかしながらこの料率団体の制度を一層權威あらしめるためには、一面において料率団体の算出した料率を大蔵大臣の認可にかける。同時に大蔵大臣の認可を受けて料率団体の定めた料率は、會員が遵守するといふ方向に持つて行くことが必要であると思はれますので、目下そういうような線で公正取引委員会の方に折衝を進めておるような状況であります。なおもちろんそういうような制度をとります以上、少数者の異議申立請求権、あるいは特殊な事情のある会社については、特別の保険料率を使つていいという制度もあわせ行つて、全体としてこの料率算出団体といふものを、大蔵大臣の監督のもとに適切な料率を算出するような方向に持つて行く必要があると思ひます。

○佐久間委員 最近類似保険の濫用に際しまして、監督の立場にある政府の今後の方針を伺いたいのであります。

その一点は、小規模のものは保険業法の規定によらないで、共済的方法をとつておるのであるが、いずれも健全なものとは言いがたい。従つて将来に禍根を残すものと思うが、この取締りについては政府に確信があるのかどうか。この点を伺いたい。

○長崎説明員 類似保険の問題であります。実は、保険業法で、保険事業は免許を受けなければ行つてはならないといふことになっておりますが、保険事業でないものについてはその間の規定が欠けておるわけであります。従ひまして共済といふような形で保険類似の事業を行うものがあるわけであります。これが、これが保険事業か共済事業であるかといふことは、非常に判定が困難であるわけでありまして、他面ある程度組合的な組織で保険類似の仕事をやつて行くといふことの社会的な要請も、無視することができない面もあるものであります。結局今後の問題といたしましては、一面において保険組合といふものを認めてそのような要請に沿つるとともに、他面保険事業とそうでないものとの、保険事業の定義といふものを明確にいたしまして、類似保険の横行を取締るといふことが、一般大衆の利益に沿うゆゑんではないかという方向で、目下研究中であります。

○佐久間委員 保険は由来入りやすく行ふにかたしといわれておるのであります。従つてしつと考へて入りやうと見えて、しかも保険料に魅力があるのではありませんか。地方自治体とかあるいは協同組合とかで、民営の形はとつておりますが、実質的には公営保険と異ならない保険類似事業を行う準備を進

めておるのであります。これが取締りに事欠くやうであつては、経済上の混乱を来すばかりでなく、民業の圧迫ともなり、事業の健全な発達を阻害すると思うが、御所見はいかがでありますか。

○舟山政府委員 損害保険会社は戦前四十社くらいありましたが、現在は、最近免許をいたしたものを加へて二十社くらいであります。その反面外国保険会社は、戦前は二十二、三社でありましたものが三十一社になつております。まずお尋ねの点につきましては、この上損害保険会社を免許する余地があるかどうかといふ点になると思つております。政府といたしましては、現在の保険会社だけに営業を認め、これ以上は免許しないという方針をとつておるわけではございません。しかし損害保険会社はその営む業務から見まして、非常に公益性の強いものでありますから、これを厳選しなければならぬといふことは申すまでもございせん。従つて免許にあたりましては、資本の充実とかあるいは営業基盤の確立とか、特に損害保険につきましては再保の前借りといふことについて、確たる見通しをとつておかなければならぬのでございまして、この点はあらためて御説明申し上げるまでもないと思つておりますが、こういうふうな営業面におけるいろいろ注意すべき点になりまして、さらにたゞいま御指摘をいたしましたような公共団体等が実施をいたしまして、民間保険会社をつくることにつきましては、現内閣の方針をいたしまして、民業は民業として十分これを伸張せしめて行く。ただどうしても民業でできないところについ

てのみ、国の力あるいは公共団体の力で、これを補つて行くという建前をとつておるのでございまして、この意味におきまして、公共団体等が、單に民間にまかしておいて十分事足りる場合に、その分野に出て行くといふことにつきましては、これは認めない方針であるわけではございません。特にこの公共団体等が計画いたします損害保険会社につきましては、こういうような政策的問題のほかに、冒頭に申し上げましたように、営業基盤の問題、すなわち損害保険会社がありましては、十分に損失の危険分散ができなければならぬといふような技術的な問題がございまして、これと関連いたしまして、再保険の見通しといふようなことがございまして、これらにつきまして、事務的にも十分存続し得る会社でなければ、これを認めることはできないと考へております。

○佐久間委員 ただいまの御説明の中に、戦前におきましては保険会社が四十八社、現在約二十社に圧縮されておるやうな話でありましたが、その裏面にはまだ余裕があるかのようにちよつと受取れたのであります。戦前の保険会社の四十八社も、おおむねこれを見ますと、同系いわゆる資本系統を同じうしておるのが多いのでありまして、これらが一つのもに圧縮された、こういううぐいに解釈される姿であつたのであります。従ひまして数が減つて圧縮されたが、力はある程度一本になつて、経営体が強化されたといふやうなぐあひに見たいのであります。しかし経済上の情勢が非常に急激な変化を来しておりますので、保険会社もこのうち外にあり得ないで、この混乱の中

に巻き込まれて、戦時中非常な損失を受け、さらにまた戦後の消防機関その他の弱体化によりまして、損害をこうむつておることは事実でありまして、今のままこれを放置して参りますことは、非常な危険があるといふくらいにまで考へられておるのであります。その点に關しましては相当政府におきまして、この公共性ある事業、しかも国際性を多分に持つ事業を育成し、強化するといふ方針に考へていただかないと、さなきだに外国保険会社が三十九社も日本に出ようとして出ておるのに太刀打ちができないで、ころんとしまふのじやないかといふやうなことも考へられるのであります。一段とひとつその点に關しまして、監督の立場にある政府が留意していただきたいと思つております。私は現在の大蔵省の、いわゆる政府の監督制度では、今後多岐にならんとする各種保険を取締る上においても、また指導し育成していく上においても十分ではない。従つてもつと監督機関あるいは指導機関といふべき現在の保険課を、保険庁または保険局といふやうなものに昇格せしめて、もう少し力を持たせると同時に、整備強化する必要があるように考へられるのであります。その点に關しては、この前も私が質問したのでありますけれども、明確な御回答を得られなかつたので、さらに重ねてその点をひとつお聞かせ願ひたいのであります。

○舟山政府委員 ただいまの前半の御意見につきましては、政府といたしましては、損害保険会社の社数を戦前と比較して申し上げましたのは、何も今後まだ

新規会社設立の必要があるという意味で申し上げたものではございません。單に数字を比較したものでございまして、社数は減りましたが、その内容につきましては、御指摘のごとき変化があることはその通りでございます。損害保険会社は、先ほどもお話しに出ましたやうな代金未収に現在苦しんでおります。これも事業界あるいは個人におきまして損害保険に当然入るべき場合であつても、なか／＼入る余裕がないといふことに歸着するわけでございます。損害保険会社の経理としても、なかなか苦しい面があるわけでありまして、そういう場合に新規免許を引續いて行つて行くといふやうな気持は、持つておらないのでございまして、それから損害保険、生命保険を通じまして、現在保険業界にはいろいろの問題がございまして、監督官庁といたしましては、これらの問題を解決し、また監督を嚴重にして行かなければならぬ面が多々あるのでございまして、現在の大蔵省の保険課の陣容をもつていたしましては、手がまわりかねる面がありまして、この点は恐縮に存じている次第であります。戦前商工省にありましたところは、ずいぶん歴大な機構を持つておつた。その昔に返せとは言わぬまでも、保険課の陣容拡張といふことにつきましては、私ら当面の責任者としていたしまして、特にその必要を痛感しているところでございまして、予算編成のときにあたりまして、どうも大蔵省は辛先して人員の増加といふものを主張できない。また私どももいたしましては、それを主張いたしまして、予算当局でまず各省に範を示す意味において、これが査定をされるので

ありまして、今日まで監督機構の拡充を見ておらぬことは、はなはだ私どもとしては遺憾にたえないところであります。今後機会あるごとにこの機構の拡充、従つて機能の強化ということに努力いたしたいと考えております。

○佐久間委員 次に住宅金融公庫法の一部改正法案中に、災害補償納付金制度を設けるやに聞かして尋ねましたが、この点に關しては、お尋ねしたいのは、名称は災害補償納付金制度であります、その行方とところは随時保険であります。従つて本制度の実施は、将来民営保險事業と同一の事業分野において、中央または地方政府機関が、官営または公營保險事業を行おうとする計画や機運を、刺激する先例を開くことになるおそれがないかどうか。さらに政府は民営保險事業に対して、これと競争關係に立つ官營ないし公營保險事業を創設し、民營の保險事業の營業に干渉を行う考えを持つていのかどうか。さらにまた将来官公營保險事業の進出によつて、民營の保險事業の全部または一部を、國營化ないし公營化しようとする意圖を持つていのかどうか。この三点についてお尋ねしたいと思ひます。

○舟山政府委員 住宅金融公庫法を改正いたしましたので、災害補償納付金制度を取り入れることにつきましては、目下研究中でございます。またこれをぜひ実施しなければならぬという結論を得ておりませんので、同法の改正案も提案になつておらぬ次第でございます。しかし御質問もございましたので、この問題に對します當局の考え方を申し上げておきたいと思ひます。この問題は、大体住宅金融公庫が家を建てる金を

貸す、住宅抵当貸付をするわけでありまして、こういう際には当該物件を火災保險に加入せしめまして、これを担保にとるといふことは、經濟界において行われておることでございます。そこで住宅金融公庫の場合にも、これをいたしたいのでありますが、元來住宅金融公庫から金を借りておる人は、乏しい中にも金を借りて家を建てようという人でございます。火災保險に入るといふようなことは、あまり氣が進まない。なるほど第一年度においては、無理をしても火災保險に入りまして、金を借りるのでありますが、次年度以降については、とうていその火災保險料を支拂う余力がないと称しまして、これに入つて来ない傾向があるのでございます。一面住宅金融公庫と申しますか、あるいはこれに出資しております政府の財政の立場におきましては、もしこれらの住宅が災害にあひまして、貸金が回収不能になる。その見返りとして火災保險金も受取ることができないというところになります。國庫に金を入る／＼損をかけることになりまして、資金借入者には、何かごく輕微な形におきまして、實質的に保險に入つたと同じような効果を收めたいという要望があつたのでございまして、その問題といたしましては、まことに無理からぬことと考へるのでございまして、そこで災害補償納付金という制度にいたしまして、一定のごく輕微な納付金を納入せしめまして、災害がありましてした場合に、その積立金で國庫に對する損失を補填して行くといふことは、國庫の立場としてやむを得ないところであらうと存じております。この制度を考へるにあたりまして、私ども

として非常に苦心いたしましたことは、これが民間保險会社に対する圧迫にならぬかといふことであります。そこで名稱もかえしたのみならず、その仕組みも、損害保險の形をできるだけ遠ざかるように仕組んであるわけでございます。大体住宅金融公庫から金を借りまして家を建てますと、長い將來には、その家は資金借入者の所有になるのでございまして、こういうふうに入借入れの限度において災害補償納付金を納めさせる。借入金が返済されて行くに従つて、その納付金も減つて参ります。その半面だん／＼と自己の所有に移つて参るのでありますから、資金借入者としてはぜひとも火災保險に入らなければならぬし、入る意欲も出て参るのでございまして、こんなような意味におきまして、決して民間火災保險の圧迫にはならぬと考へております。政府の配意はこういうようなこととございまして、将来損害保險事業を公營にするという考へは、もちろん持つておらないところでございまして。

○佐久間委員 では重ねて質問いたしますが、政府は官營あるいは公營保險事業を創設し、またはこれを認めて民營保險事業の營業に干渉しようとする考へはない、この解釈してよろしいか。同時にまた官營または公營事業を認めようとする意圖は持つていない、このいうぐあいに解釈してよろしいかどうか。

○舟山政府委員 この点は、先ほども申し上げましたように、現内閣の方針といたしまして、そういう事業はすべて民間事業として奨励もし、助長もして行くわけでございます。万やむを得

ないときには、たとえば戦争保險その他のような場合に、民間保險では背負い切れないものがありましたときに、政府といたしましてこれを補充するといふことはいたしますが、政府事業あるいは公營事業を、不必要に民間事業界に進出せしむるということは、考へておらないのでございまして。

○佐久間委員 次に尋ねたいのは、東京都が母体となつて計画中の火災保險相互會社新設のことについてお尋ねしたい。自治体が都民から徴收したところの税金をもちまして、起伏の多い損害保險事業のごときものを經營することは、私は好ましくないと考へるのでありますが、政府はどういう考へをお持ちになつておられるか伺いたい。

○舟山政府委員 東京都から若干の出資をいたしまして、損害保險會社を設立したいという申請の出ていることは事實でございます。形は公營と言ひ切れますかどうですか、とにかく都が出資いたしました、形は民間人が經營するわけでございます。この問題につきましては、目下いろいろの材料から審議中でございまして、結論を申し上げることはこの際差控へたいと存じますが、審議の過程において問題となつておる点を申し上げます。この保險會社が保險の對象とする物件は、東京都内にのみ存在するといふことになるのでございまして。こういうことですと、十分の分散がなされるかどうか、これに多大の疑問がございまして。それでこの保險會社は再保をとりまして、危險分散をしなければならぬことになるのでありますが、それにつきまして

は現在のところ民間のほかの損害保險會社との間に、再保に對する特約がどれだけできるかといふことについて、まだ見通しができておりません。私どもはある程度の再保の特約ができる見込みができませんと、この會社は將來危險負担に耐えて行けないのではないかと、いふやうに考へておる次第でございます。

次に公營か私營かという根本問題につきましては、先ほどから申し上げておるのでございますが、これは保險事業の内容の審査といふことは別になりまして、資金がなければたとへば水道施設の改善とか、あるいは六三制に伴う校舎の新築とか、財源が幾らあつても足りないといふたような財政下において、こういうようないわば利益を抽出することを目的とする會社に出資することについては、相當研究を要するのではないかと考へてございまして、ただこれは保險事業申請の内容の問題ではないかもしれせん。それから大體そういうようなことが一応問題となり得ると思つておらる、なおこの會社特有の目的としていたつておりますことに、この會社が利益を上げましたならば、たとえば消防施設の改善とか、そういうような一定の目的のために使いたいといふこともあつてあるのでございます。しかし私どもはその点については相當疑問を持つておるわけでありまして。利益がありますれば保險料率の引下げとか、そういうことに使わなければならぬまい。また火災保險料もどの會社も一律に引下げを懇願しておるのでございまして、それはどの利益をあげ得るかどうか。これに

ついで多大の疑問を持つております。審議の途中でございますので、結論は出ておりませんけれども、私どもの問題としておる点を御紹介した次第でございます。

○佐久間委員 ただいまの御説明は、技術の面から考えを述べられたのであります。しかし根本といたしまして、その経営者がその特殊の地位を利用して、民営事業に競争をいどむようなことをするということが、自由主義経済体制下で許さるべきことであるかどうか。この点が問題だと思ふのであります。これに対して政府はどういうお考えを持つておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○舟山政府委員 ただいま申請になつております会社の形態は、地方自治団体の出資はございまして、一応形は民間の会社になるかと考えます。しかしその裏に相当強い公的な背景があるといふことも申せるかと思ひます。これらを深く論ずることは差控えたいと存じますが、先ほど来再三申し上げました現内閣の方針というものから申しますと、いささかおかしなものであらうと考えておる次第であります。

○佐久間委員 その点はよくわかりました。なお監督権の強化拡充、こういうことについては、特に業者からも陳情の書類が出ておるわけでありまして、この点をわれ／＼も推進して参りたいと思ふは思つておるのであります。今後ひとつ十分御研究を願つて、早急に実現して、安心して業務が営まれるような強力なものをもちになつて、指導育成に専念せられるように、特にお願いいたします。

い申し上げまして、私の質問を終ります。

○竹村委員 この際一、二点だけ伺つておきたいのですが、たとえば農村における農業協同組合等が、火災保険事業等を行いたいという希望がある場合におきましては、政府はどういうふうな取扱いをなさるか。その点をお聞きしたい。

○舟山政府委員 農業協同組合はその行為能力から見ても、そういうものは行えないのではないかと考えます。

○竹村委員 それではもう一つお聞きしておきたいのですが、たとえば農業共済保険組合のやつておられますところの損害火災保険等の最高契約金は十万円だつたと思ひますが、そういうふうな押えられた根拠は一体どうなんでしょうか。

○舟山政府委員 農業災害共済保険は、これは国の特別会計で行つておる特殊の保険でございますが、それをおさしになつておるのでございましょうか。

○竹村委員 それはもちろんその通りでございますが、その農業災害共済組合が今度火災保険を扱うようになったのでしよう。農家一月当り十万円以内の火災保険としてやつておるはずなんです。あるいは災害補償とか何とかで、その点は十万円だつたと思ひますが、十万円に押えられた根拠を伺いた

○長崎説明員 お尋ねの点は、おそらく農業災害補償法に基く農業共済組合が農業用の建物について任意共済ができる。その任意共済のうちに火災損害も入つておる。火災損害担保の制度も入つておる。その点かと思ひますが、その金額につきましては危険の平均化

をはかるといふ意味合いから、ある程度押える必要がある。それからなお民営事業との調節をはかる。この両面の必要から、農林省においてきような制限を設けて運用しておる、こういうふうな考えです。

○竹村委員 それを最高十万円に押えられたのは、現在の経済事情からして合わないのではないかと。農家の損害にしろ、また災害にいたしましては、少くとも今日では最高十万円では實際その目的を達することができない。だからこれを少くとも二十万円以上に拡大するような、いわゆる最高限度を上げるような考えはないかどうか。この辺だけを伺つておきます。

○長崎説明員 それは先ほど申し上げましたように、結局危険の平均化というふうな点からいまして、再保険の制度のない事業体におきましては、やはり十万円程度で現在のところは押えておく方が、平均がとれて事業の安全がはかれるのではないかと。いふうちに、一応考えられるわけでありまして、

○宮腰委員 たつた一点ちよつと伺つておきますが、第八国会で、木造船の保険が、一般の保険の対象にならないといふことで除外されて、特別な保険制度ができておつたのですが、ごく最近いろ／＼なところから情報を持つて参りますと、大体保険をつけない船舶が多くて、沈没の結果大損害を来すものが相当あります。その後どういう経営状態になつておりますか。その辺をちよつと伺ひます。

○長崎説明員 木造船の保険につきましては、この前の国会で成立いたしました船主相互保険組合法というのによりまして、木船保険の所有者が相互に保

險し合う組合の設立が認められることになり、それに基づきまして、現在申請中のものが二組合ございまして、その一つは、若松に本部を予定しております。木船保険組合は主として瀬戸内海、北九州の方の木船を対象として行

うもの、もう一つは東京に本部を置きまして、船会社、個人業者でなく、全国の相当大きな会社の持つておる木船を対象とするもの、この二つのものが目下設立の認可を申請中でございまして、大体四月ごろから二つの組合が発足して、木船保険の事業というものが支障なく行われると考えております。

○高間委員 二、三点お伺ひしたいのですが、乗いかえ募集というものが最近行われておるようですが、これは完全に満期になつた場合に延期になるものですか。

○舟山政府委員 乗いかえ募集と申しますのは、すでに保険に入つておりますのを解約せしめまして、さらに新しい保険に入らすことでございまして、前の契約が解約せられまして、加入者は掛け込んだ金額からいへば、それが差引かれまして、ごく少い金額になる。この乗いかえ募集というものが行われまして、結局募集員が新規契約を獲得いたしますと、そこで新規契約手数料というものが入る。それだから保険加入者の利益というふうなものを考えずに、つまり次から次へ新しい契約を進めて行く。そのために掛金がいふすればその解約返戻金が幾らか入りますから、これで新しい保険に入りなさい。こうして勧めるのであります。

○高間委員 それで大体わかりました。が、戦争後に金融機関再建整備法という法律だつたか、よく覚えておりませんが、生命保険を一万円で全部きまりをつけてしまつたことがあるのです。その後の生命保険会社の状態、あるいはその後の金は返つて来るのか来ないのか。その辺のことを政府はどういうふうな処置をしておられるのか、それが一つ。それからもう一つ、戦争に出た者が三千円ならば無診査で、生命保険が出征したあともつけられるという保険があつたことがありますが、それを一年くらいやつておりました。次に他の会社の勧誘員が来まして、今度は三千円が一万円になつたのだが、無診査でも入れるというのを盛んにとなえて、一万円限りの生命保険を無診査でつけさせたのが地方にたくさんあります。それは勧誘員の話術によつてしてやられたのだからしかたがありませんけれども、その保険は、一万円のは無診査の保険はなかつたのだから、それは戦死しても返すことはできないといふことで、一万円は返さないでもやむを得ませんが、しかし掛金も返さない。これは実に不当だと私は思ふのです。その被保険者はたいてい戦死した者に限られております。この点大蔵省の方ではどういふふうに生命保険会社に向つて処置しておりますか。ひとつお伺ひしておきたい。

○舟山政府委員 戦前の生命保険契約で一万円を越える部分は、保険会社の再建整備のときにたな上げになつており、その最終的決定は、実は保険会社には調整勘定というものがございまして、一万円までは政府補償をいたしてまでも保険金を支拂つたのでございま

○高間委員 それで大体わかりました。が、戦争後に金融機関再建整備法という法律だつたか、よく覚えておりませんが、生命保険を一万円で全部きまりをつけてしまつたことがあるのです。その後の生命保険会社の状態、あるいはその後の金は返つて来るのか来ないのか。その辺のことを政府はどういうふうな処置をしておられるのか、それが一つ。それからもう一つ、戦争に出た者が三千円ならば無診査で、生命保険が出征したあともつけられるという保険があつたことがありますが、それを一年くらいやつておりました。次に他の会社の勧誘員が来まして、今度は三千円が一万円になつたのだが、無診査でも入れるというのを盛んにとなえて、一万円限りの生命保険を無診査でつけさせたのが地方にたくさんあります。それは勧誘員の話術によつてしてやられたのだからしかたがありませんけれども、その保険は、一万円のは無診査の保険はなかつたのだから、それは戦死しても返すことはできないといふことで、一万円は返さないでもやむを得ませんが、しかし掛金も返さない。これは実に不当だと私は思ふのです。その被保険者はたいてい戦死した者に限られております。この点大蔵省の方ではどういふふうに生命保険会社に向つて処置しておりますか。ひとつお伺ひしておきたい。

すが、一万円を越える部分につきましては、調整勘定の最終的解決のときまで、まだ未解決のまま置いてある現状でございます。それから三千円を越える部分につきましては、古いことで私承知いたしておりましたので、説明員から御説明申し上げました。

○長崎説明員 だいたいの話は多分こういうことだと思っております。この無診査保険の限度というものが一万円まで上つたというときに、そういう新しい保険ができたからといって、従来の保険を解約させて、それに乗りかえさせる。こういうことであつたかと思つておりますが、結局それは募集員が非常に契約者を迷わせるような話法で、そういうようなことをいたしたわけでは、ないようなことを、ことに戦後保険会社が小口契約の整理というために、大口契約をとるという状況において盛んに行われて、保険の信用を著しく傷つけた。また放置できない状況になつて来て、そこでこの保険募集の取締りに関する法律というものができまして、登録とそれから不正募集行為の取締りを、この法律によつて行うということになつたわけでありまして、この法律によりまして不正な悪質な募集員というものを登録しては、業務の停止とか、あるいは登録の取消しとかいうようなことを行い、また一面数百名に上る不良社員のプロテクト・リストを作成して各社に配付する。あるいは悪質募集の実態を新聞ラジオで発表して一般の啓蒙をするというふうなことで、最近ではだん／＼は正されて来たわけでありまして、要はこの外務員の素質の向上ということに帰着するので、なお保険会社の方にも

嚴重に外務員の監督ということをするように、申し渡しておるわけでありまして、なおいろいろ契約者から出ます苦情につきましても、大蔵省においても契約者、保険会社との双方の言い分を聞き、保険会社のあるいは保険会社の外務員の非であるものにつきましては、契約を解除させて、そうして既拂いの保険料を返還させるというふうな処置をとつて、契約者の保護に努めておるような次第でございます。

○高岡委員 銀行局長にもう一度お伺いしたいのですが、その最終決定といふことは、最終といひましても、十年たつても二十年たつても最終ですからおわかりませんが、大蔵省の方では何らそのことについての処置はしておらないのですか。今その過程にあるのですか。

○舟山政府委員 保険会社にとりましても、銀行にも調整勘定というのがあるのをご存じです。これは早く結末をつけたらと思つておるのですが、金融機関が持つております対外債権債務、たとえば外債の特許会社の社債とか株式とかいつたようなものが入つて来るわけですが、この結末がつかまへんことには、調整勘定の最終的の締切りができません。そうしますと、外債に對します債権債務の關係はいつ片がつくかという問題になります。が、どうも講和條約によりまして最終的にきめられるまでは、いかにともしがたいのではないかと、いかに考へておるのをご存じです。早く結末をつけたい気持は持つておるのでありますが、そういうことから処置が遅れてい

○高岡委員 課長さんに今のお話の続

きをお伺いしたいのですが、一万円の保険に引上げたときに、それは今課長さんもおつしやる通り、話術にかつたのだからしかたがないが、その保険の掛金を拂わないでいるのですから、大蔵省の方ではこれに對して何らかの処置をとるおつもりはありますか。

○長崎説明員 それは詐術的方法によつて意思に反した契約をしたという場合に付きましても、苦情を受付けまして、その実情を調査いたしまして、不当なものについては保険契約を解約させて、保険料を契約者にお返しするといふような処置をとつております。

○高岡委員 そのことは、あなたのおつしやることはよくわかるのですけれども、大蔵省でそういう苦情相談を受付けられても、日本全国でそういうような、保険掛金も五百円か、せい／＼一千円未満のものでしたら、何らそういう方法を知らない。ただ泣くだけなのであります。その掛金もとれない。三千円であれば無診査でも、みな戦死したのであるから保険金はとれたのです。それが保険金が一万円であるからそういう規則はないと稱して、一万円くれなければ当然なのであります。しかしあとの自分のところから出した掛金も返さない。大蔵省ではそれを言つて来れば処置しますといつても、そういうようなことは、日本全国のそ

ういつた話術にかつた契約者は知り得ないのであります。その点を大蔵省の方から、保険会社は拂つてやれとか、あるいは急速に処置してやれといふようなことを——指令とは申しませんが、当然だと思ふのです。その点ひとつ保

險課長の御意思を承りたいと思ひます。

○長崎説明員 そういうような事例につきましても、検査等によつて保険金の支拂いが適切に行われていのかどうか、常に調べておるわけでありまして、そのような解約保険金の返還をしないもの、あるいは不当に保険金の支拂いをしていないものについては、さらに注意をいたしたいと思ひます。そして支拂い漏れとなつていふようなものについては、これを整理するように指示いたしたい、かように考えます。

○高岡委員 そこで問題になつて来るのは、保険の掛金は、第一回ならば返さないといふ保険会社の方の規則があるのですが、一回の掛金では返さないんだ、こういうふうな保険業法をたてておつて、哀れな保険の契約者を泣かして、たゞここのところおごきな答弁でなしに、切実に自分のところから出た金だと思つて処理していただきたいといふことを、私は大蔵省にお願いするのです。

○舟山政府委員 不正な話術で契約をとりました場合に、その不正であるといふ事実がはつきりしましたものは、契約を取消せまして、掛込み保険料も拂いもどしてあります。それにつきましても、大蔵省の苦情処理の係で、具体的な例を持つてお申出いだかなければならぬのでございます。ただいま問題となつてお申すのは、戦時中の不正なる勧誘方法によつて勧誘したものであるといふことになりまして、これは今から考えますと、保険の金額も少い。もつともそういうことを問題に

される方でありましたら、小さい金額のことが問題になるわけでありまして、こういうことは十分わかつていますけれども、そういうことであまりお申出がないかと存じます。具体的な事例によりましては、何らか救済方法を大蔵省が会社との間に立ちまして、あつせ

ないたいと思つております。最近では不正な募集によりましたものは取消して、掛金も返さしております。

○高岡委員 銀行局長のおつしやることもよくわかる。郵便貯金の五十銭残つていふのと同じであります。こゝまで来れば話しますが、私自身がそういう目に会つた。野村生命で、とにかく三千円が今度一万円に増額されたのであるから——身体検査はしたかしな

いかわからなければ、入つてくれといふので入つた。私の長男は戦死しましたが、一万円ならとれるんだといふからと入つた。ところが四の五のいつてどうしても拂わない。いまだに掛金さえ拂わないから、保険の勧誘員が来るたびにその話をします。私だけのことならば別に問題はないのですが、あつちこち聞いてみると、たくさんそういうふうな事例があります。しかし、わずかなことで大蔵省の相談所まで来れば、汽車賃だけで終えてしまふのです。そこで何とか一般のそ

ういつた哀れな契約者に知らしめる方法を講じていただきたいのが、私のお願いなんです。

○舟山政府委員 お話によりまして大体そういう事態もあるかと思ひます。私どもの気持をいたしましてはただいま申しましたように、最近の事例につきましても問題を取上げまして、会社にお金をする意味においても解約を

勵行させております。ただ戦時中及び戦後の混乱時代と申しますか、そういう時代のことにつきましても方針は同じ方針をとつてよいと思ひますが、数も多いし、そういう古いことを洗い立ててもきりがいいのではないかと、收拾がつかぬじやないかということも考えられます。と申しましても、私はそのこと自体がよかつたのであるということとは決して申し上げません。救済を要する事態は救済しなければならぬと思ひますが、大分古いことにもなりますから、それはさしあたつての問題にはせず、最近の事例については保険会社の不正勧誘ということとは十分取締る。そのためには会社にはやや痛いことでもありますけれども、契約を取消さすという手段をとつております。

○高間委員 局長さんのお答えはよくわかりませんが、私が申し上げることは、大きいことならばそんなに大した問題はないのであります。零細なことではありますから、何らかの方法を講じていただきたいということをお私は申し上げておるのであります。古いことであるからいいじやないかというような、そういうお気持は私はほんとうに不可解なのであります。それは一人、二人のことではないのであります。保険会社は何百万の金をかけて印刷して、いろいろの保険を募集しておるような事業でありますから、何らかの方法を講ずれば、そういう零細なところへ手紙一本でもつて返してやれるような方法が講ぜられはしないか。その点を何とか考えていただきまして、そういう事例がお前の言う通りでないじやないかという御議論ならば、私も一生懸命そういうふうな被害者を探し出しま

す。幾らでもある。だから、そのところを何とかし、零細なものではありませんけれども、先ほど申し上げる通り、郵便貯金の五十銭残つてゐる金と同じであります。保険会社のためになるし、またそれは戦死者に多いのですから、そのところを銀行局長さんの方でも考慮していただきたい、こういうふうにお願ひして、私の質問を終ります。

○舟山政府委員 私も古いことであるから、あるいは金額が小さいことであるからどうでもいいじやないかという氣持は、全然ないのをごさいます。先ほど申しましたかと思ひますが、そういう小さい問題をあえて問題にしなければならぬような人こそ、同情すべき事情が多々あるのじやないかというふうにかへるのをごさいます。なおお示しの問題につきましては、最近の事例がどうなつてゐるかということも、ひとつ調べてみたいと考えております。

○三宅(則)委員 動議を提出します。ただいま議題となつております保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、すでに午前午後を通じまして、質疑も盡されたと思ひますので、この際本案につきましては、質疑を打ち切られんことを望みます。

○小山委員長代理 三宅君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議がないようです。でありますから、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十九分散会

〔參照〕
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案(夏堀源三郎君外二十三名提出、衆法第一九号)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕